

第百九回国会 大蔵委員会 議 録 第 一 号

本国会召集日(昭和六十二年七月六日)(月曜日)
(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

委員長 池田 行彦君
理事 大島 理森君 理事 熊川 次男君
理事 笹山 登生君 理事 中川 昭一君
理事 中村正三郎君 理事 野口 幸一君
理事 宮地 正介君 理事 玉置 一弥君
新井 将敬君 井上 喜一君
石破 茂君 今枝 敬雄君
江口 一雄君 遠藤 武彦君
金子 一義君 小泉純一郎君
笹川 一義君 杉山 憲夫君
高島 修君 戸塚 進也君
鳩山由紀夫君 藤波 孝生君
村井 仁君 村上誠一郎君
山中 貞則君 山本 幸雄君
上田 卓三君 沢田 広君
中村 正男君 早川 勝君
堀 昌雄君 武藤 山治君
日笠 勝之君 森田 景一君
矢追 秀彦君 山田 英介君
安倍 基雄君 正森 成二君
矢島 恒夫君

昭和六十二年七月二十八日(火曜日)

午後三時二分開議

出席委員

委員長 池田 行彦君
理事 大島 理森君 理事 熊川 次男君
理事 笹山 登生君 理事 中川 昭一君
理事 中村正三郎君 理事 野口 幸一君
理事 宮地 正介君 理事 玉置 一弥君
新井 将敬君 井上 喜一君
石破 茂君 今枝 敬雄君

出席政府委員

大蔵大臣 宮澤 喜一君
大蔵政務次官 中西 啓介君
大蔵省主計局長 斎藤 次郎君
大蔵省主税局長 水野 勝君
大蔵省関税局長 大山 綱明君
大蔵省理財局長 足立 和基君
大蔵省証券局長 藤田 恒郎君
大蔵省庁次官 窪田 弘君
国税庁次長 日向 隆君
大蔵委員会調査 室長 矢島錦一郎君

委員外の出席者

委員の異動

七月十六日
辞任 日笠 勝之君 補欠選任 坂口 力君
同日 日笠 勝之君 補欠選任 坂口 力君
同日 坂口 力君 補欠選任 日笠 勝之君

七月二十八日

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用
による社会資本の整備の促進に関する特別措置
法案(内閣提出第一号)
日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用
による社会資本の整備の促進に関する特別措置
法案(内閣提出第二号)
日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用
による社会資本の整備の促進に関する特別措置
法案(内閣提出第三号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

国政調査承認要求に関する件
日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用
による社会資本の整備の促進に関する特別措置
法案(内閣提出第一号)
日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用
による社会資本の整備の促進に関する特別措置
法案(内閣提出第二号)
日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用
による社会資本の整備の促進に関する特別措置
法案(内閣提出第三号)

○池田委員長 これより会議を開きます。

この際、新たに就任されております大蔵省各局長等から、それぞれ発言を求められておりますので、これを許します。大山関税局長。

○大山政府委員 このたび関税局長を拝命いたしました大山でございます。よろしくお願いいたします。(拍手)

○池田委員長 足立理財局長。

○足立政府委員 理財局長の足立でございます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○池田委員長 藤田証券局長。

○藤田(恒)政府委員 証券局長を拝命いたしました藤田でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○池田委員長 窪田国税庁長官。

○窪田政府委員 国税庁長官を拝命いたしました窪田でございます。よろしくお願いいたします。(拍手)

○池田委員長 日向国税庁次長。

○日向政府委員 国税庁次長を拝命いたしました日向でございます。どうぞよろしく御指導のほどをお願いいたします。(拍手)

○池田委員長 国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

国の会計に関する事項

税制に関する事項

関税に関する事項

金融に関する事項

証券取引に関する事項

外国為替に関する事項

国有財産に関する事項

専売事業に関する事項

印刷事業に関する事項

造幣事業に関する事項

の各事項につきまして、今会期中国政に関する調査を行うため、議長に対し、国政調査承認要求を行うこととし、その手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○池田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○池田委員長 次に、本日付託になりました日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案及び

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の案を一括して議題といたします。

会資本の整備の促進を図ることとして、この増強を可能な限り抑制するよう工夫したものであります。また、この資金については、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の性格を踏まえ、最終的には国債の償還財源に充てることとしております。

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案
日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の案の一括して議題といたします。

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案は、以上申し上げた通り、日本電信電話株式会社の株式の売払収入による国債整理基金の資金の一部を運用し、社会資本の整備の促進を図るための国の融資に関する特別措置を講ずるとともに当該資金の運用等に関し必要な事項を定めるものであります。

〔本号末尾に掲載〕

○官澤國務大臣 ただいま議題となりました日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案及び日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の案の一括して議題といたします。

すなわち、第一に、国は、当分の間、公共事業に要する資金を、別に法律で定めるところにより、地方公共団体等に対し無利子で貸し付けることができることとするほか、特定の民営事業に対し、日本開発銀行等を通じて無利子で資金を貸し付けることができることとする等の措置を講ずることとしております。

我が国の現下の経済情勢を見ますと、国民生活に緊要な社会資本の整備の促進を図ることにより、内需拡大の要請にこたえとともに地域の活性化に資することが重要な課題となっております。

第二に、従来の補助または負担を必要とする公共事業の場合には、この補助または負担については、別に法律で定めるところにより、当該貸付金の償還時において行うこととしております。

他方、国債整理基金の状況を見ますと、昭和六十一年度と同様に日本電信電話株式会社の株式の順調な売払が行われれば、国債の償還等国債整理基金の円滑な運営に当面要する資金を上回る資金が同基金に蓄積されることが予想されます。

第三に、無利子貸し付けの財源に充てるため、国債整理基金特別会計から一般会計を通じて産業投資特別会計へ資金の繰り入れを行うことができることとする等の措置を講ずることとしております。

このような状況にかんがみ、現下の経済情勢に緊急に対処するため、国債整理基金の円滑な運営に支障の生じない範囲内で同基金に蓄積された資金の一部を活用する無利子の貸付制度を設け、社

第四に、以上の国の無利子貸し付け等に関する政府の経理は、産業投資特別会計において、新たに社会資本整備勘定を設けて経理することとする等の措置を講ずることとしております。

次に、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の案の一括して議題といたします。

○池田委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、これを許します。野口幸一君。

○野口委員 最近ベストセラーとなっております「サラダ記念日」という俣万智さんの歌集を読ましていただきました。その中で、「寒いね」と話しかければ「寒いね」と答える人のいるあたかき」という歌がありました。新人類と言われている二十四歳の高校の先生の歌でございます。私はこの年代の人たちと感覚が一〇〇％共感できるとは正直言って申し上げられませんが、しかし、人の問いかけに対して、その問いの中に存在する心を読み取って誠実に返事するということとは大切な心がけだと思っておりますし、そこに人と人とのつながりと信頼感ができ、人間関係により結果を生むものであると考えるのでございます。私は、この人の持つ歌の心に拍手を送りたいと思っております。

そこで、大臣、私がこれからお尋ねいたしますことは、私個人ではなく、少なくとも国民を代表するものの一人として、大臣に対して心からなる誠意を持ってお聞きしてまいりたいと存じます。言葉は粗雑にわたって申しわけないかもしれませんが

けれども、お許しをいただきたいと存じます。また、大臣も、一言半句といえども虚構やその場逃れの言いわけなどをなさらずに、どうか、今日まで一貫して平和憲法擁護という立場を貫かれていらっしゃる信念ある大蔵大臣として御信頼申し上げておりますだけに、真実の、率直な御答弁をぜひお願いするのでございます。大蔵省の皆さんも同様でございます。よろしくお願いを申し上げます。そのことにつきましてまず大臣から所信を承りたいと存じます。

○官澤國務大臣 俳人でもあられます野口先生から、たとえ政治でありましてもやはり人間同士の真実のつき合いというものが大切であるということとをたゞいま御教示をいただきまして、まことにそのとおりと存じます。御質問に対して誠実にお答えをさせていただきます。

○野口委員 六十一年度の補正予算も成立をいたしました。いよいよ六十三年度の財政の枠組みをする時期でございます。今さらという感なきにしもあらずでございますが、財政再建とは一体何を目的に、何がどれだけ達成できれば財政再建が完成したと言えるのでしょうか。現在の百五十兆円という累積債務が完全償還されるときのことを指して言うておられるのか、このいわゆる財政再建完成というものは、いつ、どのような形のことを指して言われているのか、まずその点をお聞きをいたしたい。

○官澤國務大臣 これは先験的な定義があるわけではないと存じますけれども、私の、短い期間でございますが、経験でやはり一番こたえまうのは、一般会計の二〇％が国債費に占められているということでございます。それだけ財政の弾力性が取られるということ、しかもこの状況は簡単に改善をしないということでございますので、やはりこれを何とかしなければならぬということを感じておりますが、そのための第一着手としては、やはりある段階から借金が累増をしないというところになっていかねばならぬであろうと

思います。殊に、債務の中で、いわゆる特例公債と建設公債とを分けて考えますならば、それは利子を生ずることは同じでございますけれども、特例公債の方は全くの赤字公債でございますから、これを出さずに済むような財政にまず持っていきたい、これがまあいわば一里塚であらうかと思えます。それで完全に財政再建が済んだということにはなりません、やはり累積債務からの利払いは常に一般会計を圧迫いたしますが、それでも累積がとまったということになりますればそれはやはり一つの成果になるのではないかと、当面はそう考えておるわけでございます。

○野口委員　つまり、私流に今の御返答を解釈してみますと、現在五十四兆円ばかりの予算の中の二〇％が大体国債費である、少なくともこれに圧迫されて一般の歳出に大きな影響があらわれる、少なくともこれがそんなに苦悩せずに出している状態、つまり、現在税収は当初予算で四十一兆円をそこそこありますが、これがそれよりも上回ることに十兆円出てまいりまして、当面税収でそのことが支払いができるということがまず一番大事だ、しかしそれはすぐにはできないので、大臣がおっしゃるようないわゆる特例公債の分だけどもとあえずはゼロにするのが財政再建のまず一里塚だとおっしゃいました。

そうしますと、詰めて言うならば、本當言うとこの百五十三兆という借金がゼロになるのが財政再建だとは最終的には思いますが、当面そのことは非常に難しい問題でございますから、いわば先ほど申し上げましたように二〇％余の金額が一般の歳出に影響を与えないようなところまで持つていくのが当面のこの目的である、こう理解してよろしゅうございますか。

○宮澤國務大臣　そのように考えております。確かに累積債務百五十兆兆というのはそのから利払いが生じてくるわけでございますから圧迫要因でございますけれども、当面はただいま申し上げましたようなことを目指したいと考えております。

○野口委員　それでは次の課題でございますが、

今日目的をある程度明らかにしていただきました。そのために、最近まで、というよりも、今もまだおっしゃっておるのでありますが、「増税なき財政再建」という言葉がございます。果たして、今のその目的を達成するのに、本当に増税なくして再建ができると思っておられますか。率直にお答えください。

○宮澤國務大臣　その点は、私は、我が国の経済成長というのがこの数年間見られましたよりはもう少し高い潜在力を持つておる、経済の運営いかんではそういう力を持つておるというふうに考えております。したがって、石油危機以後、殊にまたドル高がございましていろいろあったことはやむを得ないこととございしますが、それらが消化されてまいりますともう少し高い成長率が可能である。その結果といたしましていわゆる自然増によるところの税収というものがふえることが決して期待できないことではない。この点は、「増税なき財政再建」というのを便宜分けさせていただきますと、税率等々の変更によるものを増税と呼び、自然増収は増税と呼ばないということを、一応そういう定義を御理解いただいでのこととございしますけれども、経済運営がうまくいきました成長率が高くなりましたときに自然増収は当然期待ができる、そういう経済運営をやっていきますならば徐々に特例公債をやめていくことができる、決してそういうことは不可能だというふうに断ずることはないと私自身は考えておるわけでございます。

○野口委員　そうすると、あくまでも増税という言葉は新しい税目をこしらえるということに定義なさるわけですか。そうすると、新しい税目は絶対つくりなれないと言いつけるわけですね。自然増だけによってこれを賄うのだ、だから新しい税目はおつくりにならない、そういうことなんですか。

○宮澤國務大臣　私は実は御質問に半分だけお答えした格好になっておるわけでございますが、仮に増税ということ、いわゆる税率の引き上げであるとかそのような税率構造を変えるというこ

とでなく経済成長による自然増というものは増税というふうにごの際に言わないで定義をさせていただきますと、そういう経済運営というものはあるであらう、それをまず考えてみるべきであって、税率構造を定めることによる増税というものは、今のようなことを試みてはどうしてもできないということでありましたらまた考えることもかもしませんけれども、その前に経済運営の問題があるというふうに思っておるわけでございます。

○野口委員　お言葉を返すようですが、そういうしますと、いわゆる名前が新しく変わった税、例えばこの前の国会で出てまいりましたような売上税などという新税は当然考えられない、つまり、現在ある税制度の中で税率等を改正をしていけば事足りることである、こういうことになるわけですね。そうじゃありませんか。そういうことですね。そうすると、もう売上税というのは一切お出しにならない、そういう新しい税というのはお出しにならないということなんですか。そういうふうには私も理解してよろしゅうございしますか。

○宮澤國務大臣　ここまでが第一段でございますので、そこで、第二段の問題は、こういうことであると思うのでございます。

それはそれといたしまして、税制そのものが全体として時代に合っておるかどうかという問題は第二段の問題としてあるわけでございます。それでシャープ以来の税制改正というものを政府としては御提案を前国会にいたしましたわけですが、中で、つまり直間比率という言葉、どうも余りお耳に快くないかもしれないですけれども、いかにも直接税の比率が大き過ぎますから、これをやはり正常なといいますか、もっと下げて、そして、我が国の所得の水準の高さあるいは分布の均等性から考えて、間接税の方にウェイトを置くということは必要なことではないか。ただし、それはいわゆる増税として中立的型でございますから、決して増税ということにはならない。そういう範囲で税制改正を考える。その一環として売上

税というものを御提案をいたしました、こういうことと考えております。

○野口委員　ちょっとわかりにくいんですがね。増税というのは一体何かという定義づけの話がございまして、実は前国会でも私もやりました。そして、竹下大臣は、確かに大臣と同じように、いわゆる自然増収なるものあるいは税率を改定して税が増収になっていくものというものは必ずしも私は増税だと思っていない、新しい税目をこしらえることが増税だと言つて、今まで私も聞いてまいりました。したがって、仮にニュートラルでありまして、いわゆる今言われておりますところの増減税プラス・マイナス・ゼロというものですね、でありまして、新しい税目ができるというところは増税じゃないんですか、それじゃ。どういう定義でそのことを発言されていらっしゃるのですか。

○宮澤國務大臣　過般政府が御提案いたしましたように、片方で新しい税目を設けて増収を図りますが、それと見合ひに現行の税制を税率構造を変えまして減税を図つたわけでございますから、そういう意味では相殺いたしましたして増税でも減税でもないというのを申し上げても誤りではないと思ひます。

○野口委員　それじゃ、売上税がいわゆる関連各法とともにあのような結果になりましたのはなぜだったと今お考えですか。また、その結果からどのようにその点を御反省されておられますか。

○宮澤國務大臣　これは総理大臣もしばしばお答えになっておることとございしますけれども、やはり売上税というものが国民に十分に理解をしていただけただけの時間なりあるいは努力が不十分でありましたために、いわば食わず嫌いというものは大変に俗語でございますけれども、それに近いような反応がございまして、これはとても話にならぬといったような、つまり反対の機運が先にできてしまひまして、政府の説明なり努力が後手に回つた、これがまあ根本であったというふうに考えております。

その余のことはいろいろございます。いろいろございまして、大変に複雑であるとかわかりにくいとかいろいろございすけれども、まず、難しいことだったかもしれないけれども、虚心に、これはこういうことです、そしてそのねらいは直接税等々の減税を伴うものであるといったようなことを、いわば国民が白紙の状態といえますか、予断を持たずに聞いていただき考えていただく時間が十分ございましたら結果は違つたのかもしれないと思ひますけれども、事態はそうように展開をいたしませんで、いわば聞く耳を持たないといったような状況に世論が展開をした。そういうことがあつた失敗であつたというふうに考えるわけでございます。

○野口委員 私とはとも反省しておられるとは思へませんし、残念ながらそのようなことが原因ではないと思ひます。とにかく始まりは公約違反という問題が一番大きく出てまいりまして中身に入るに至らなかつたということが非常に大切な課題であつたということをまず御指摘を申し上げなければならぬと思ひます。

同時に、大臣、私は少し詳細に伺ひますが、これは少し小手先で税制改正をやるという安易な考えがあつたんじゃないですか。つまり、私どもが言ひますのは、所得税あるいは法人税の減税の財源に充てるために、そしてマル優廃止、売上税の導入をするという、つまりニュートリナル方式ですね、プラス・マイナス・ゼロという。こうすれば実は難なく新しい売上税というのはいつてくるんじゃないか、こういう甘いお考えがまず頭の中にあつたんじゃないでしょうか。私は、そういう見の狭いと言つては悪いですが、少なくとも三百人という大人数を擁せられる自由民主党は、山中先生がお見えになるようでございますけれども、もっとダイナミックな構想の中で税制改正を打ち出してほしかつた。言うならば、少なくとも、先ほどから何通も申し上げておりますように、五十四兆という歳出が必要なんだ。幾らシーリングゼロだといつて、この際防衛費の問題は言

いません、仮に五十四兆が必要だということにして、税収は四十一兆しかないんでしよう。先ほど大臣がお答えになつたように、頭からもう不足するのです。後で詳しく申し上げますが、いろいろやりくりをして今日までやってこられたですね。これは実はシャウプ以来の大改革を、税制改革をやるんだ。それならば、もっと大きな観点から、国家百年の大計の中から、税制は何として変えてしまわなければ、この借金は返せませんし、この利息も返せません、こういう発想がどうしてできないのですか。そしてそれを国民に率直に訴えてこそ、初めて財政再建を真剣に考えると国民の立場が出てくるんじゃないですか。何か小手先だけで、増税と減税とをプラス・マイナス・ゼロにすれば、いわゆる新しい売上税というのが安易に入つてきて、そのうちにパーセントがどんどんふえれば増収するよなというふうなことを、仮に思ひなかつても、思ひしめるような税制を持ち込んでこられたところにそもその間違いが始まつたんじゃないですか。そう思われませんか。大臣、どうですか。

○宮澤國務大臣 いろいろの経緯を考えてみますと、政府が最初に間接税を御提案したのは昭和五十四年でございますが、そのときに世論の入れるところとなりませんでした。そのとき私どもが反省しましたのは、民間は非常ないわば減量経営をしていらつたに、政府は少しもそういう努力をしていないという、そのことが国民の御批判を受けたと考へたものですから、それから行財政改革に入りまして、その後六年間にわたつていわばゼロシーリング、マイナスシーリングという、政府としては、官僚機構としては精いっぱい努力をいたしました。その実績の上に立つて国民にこの税制改正を問うたわけでございますけれども、したがつてその間には、政府の財政上のあるいは行財政上の努力はかなり一生懸命なされたといふことは国民も恐らくこれは知つておつていただいたと思ひますから、今度は殊に終戦直後の

税制を何十年ぶりに変えるということでございますし、ネットの負担増になるわけではない、さらに加へまして、高齢社会になれば少数の生産年齢人口が多数の老人を背負つていかなければならぬといふことは、そのような社会負担は公平に広くみんなに少しづつ背負つてもらわなければ将来若い人たちが大変に困られるということも事実でありましたので、間接税を皆さんに広く薄く負担をしていただいで、勤労意欲であるとか企業意欲とかを減殺するまでに高い直接税の負担を減らし、ていきたいと考へましたことは、全体の考え方としては決して理に外れていないと私は今でも考へるわけでございます。

ただ、売上税というものが何であるかということについて国民に納得をしていただく時間なり、努力を私どもが十分にしなければならぬことに問題があつたのではないかと今に考へております。

○野口委員 それはどうもいただきかねますね。それはもう、大蔵大臣になつておられる方に私どものようなひよこが申し上げるよりも、十分おわかりだと思ひます。

先ほど同じようなことを申しましたが、切り詰めても五十四兆の歳出が必要なんだ。収入は四十一兆しかない。だが勘定したつて足りないことはすぐわかるでしょう。そこでその分をどう埋めるか。先ほどの話ではありませぬけれども、当面十兆兆の、二〇％になんなんとする国債費を税収で賄うことができるかどうかというところは、国民の目からも見えていますね。決してうそではないと思ひます。そうしたら、今出てくる税制改革が仮にニュートリナルだといつて出てきまして、それが本物と思ひますか。片やそれが現実の状態でしてあるのではありませぬか。だから、そういううそみたいなことになるから、この提案は全く虚構であると言わざるを得ないのですよ。そういう立場から考へますと、国民は理解しませんよ。

ただきまして、法人税の減税は個人に帰属する、つまり個人の所得税減税と同じである。仮にその学説を採用していただいで、それが個人に最終的には来るのではありませんか。そんなものいつ来るのですか。あした来るのですか、来年来るのですか、言へますか。それをあたかも来年来るのかのように、一緒に所得税減税と足してその数字を並べてそれに対応して売上税はこれでございすなんて言うから、そんなもの絵にかいたもちじゃないかといふことになつてしまふのですよ。そんなみみっちい計画でいわゆるシャウプ以来の大改革と言われる税制改革をしようと思ふところにそも問題があつたのではないかと、そう反省してもしたいと思ひますが、どうですか。

○宮澤國務大臣 先般の税制改革の御提案では、売上税が創設せられまして、いわゆる直接税の減税によつてすべての人に、大小の差はありますが、減税が行き渡るということを御説明申し上げたわけでありまして、その間に法人税についてもただいまお話しのようなことを申し上げました。それは確かに法人税の減税が個人に恩恵としてすぐに降ってくるわけではございせん。しかしながら、競争社会におきましては、製品価格の値下げになつたり、働く人の賃金の上昇になつたり、これはいろいろな形で終局的には社会にやはり帰属していくと考へまふと、その減税分は宙に浮いておることはあり得ないことと考へますから、そういうところをあのときに申し上げようとした。しかし、これは実感に訴えるところが非常に乏しいものでございまして、どうも政府が何か説教を弄しておるような受け取られ方をいたしました。これは私どもの説明の仕方あるいはプレゼンテーションが上手でなかつた、不適当であつたといふこともかもしれません。ただし、片つ方では新しい税を考へ、片つ方では直接税の減税を考へる、両方が歳入中立性であるとして、法人税だけはどこにも帰属しないといふれば、それはもう増税の方が多に決まつております。ですから、それはやはりどこかに帰属するからこゝそ歳入中立的

もう一つは、厚生年金の国庫負担金の繰入金の
流用、住宅金融公庫補給金の一部を繰り延べす
る、あるいはまた国民年金特会の国庫補助の繰り
入れの特例という名で財源捻出をする、たゞこの
値上げを一年間だけやらせてくれと言つて頼ん
で、うそをついて、来年もまたもう一年やる。と
にかくやることなすこと、とにかく何とかんと
か言つて理屈をつけて今日まで財源をつくつてこ
られ、その上国債整理基金の繰り入れを停止する
という五十七年度以降の手段によつて、今日まで
辛うじて、四十一兆しかなかったあるいはまた四
十兆を切つたような財源収入を実はカバーしてこ
られたのです。これは限界だと思ひますが、これ
はどう思ひますか。いつまでもずっとこういうこ
とをやるのですか。そしてその財源に充てていく
のですか、どうですか。

額について申し上げますと、五十七年度から六十二年度までで、厚生年金の繰り入れ特例措置の合計額は一兆六千一百億圓、住宅公庫の補給金繰り延べ額の合計額は四千四百八十五億圓、国民年金の国庫負担金合計額は一兆二千二百二十六億圓、定率繰り入れ停止額の合計額は十兆四千六百十八

○野口委員　そういたしますと、国債整理基金特別会計への繰り入れを停止した分の総計額は、いづれこれは返さなくてはならない金なんですよ。この分も入れなければ実は国債は返せないのでしょう。そうじゃないのですか。この分は永久に入れなくてもやっていけるという数字ですか。

金の方における六十分の一の償還はきちんとなされた上でのことでございますので、これは将来手当てをする必要がないというぐあいに考えておるわけでございます。

○野口委員 それでは次の問題に移りましょう。国債整理基金の問題は後でもう少し詳しくさせて

いただきます。

先ほどちょっと売上税の問題を大臣にいろいろと申し上げました。ある新聞によりますと、こう書いてあるのです。

自民党税制調査会のメンバーの一人は次のように説明する。

——売上税の導入が商工業者の反発を招くのは覚悟のうえ。頼みは所得税減税の恩恵を受けるサラリーマンの支持だというのが大蔵側の説明だった。ところが、実際は国民の多数を占める中堅サラリーマンは差し引き増税となり、反対側に回った。大蔵のいいなりに税制改革案をまとめたわれわれは、二階に上がってハシゴをはずされた——。

こうおっしゃっているのです。

ここまで言い切られるにはそれ相当の中身というものがあろうかと思うのですが、実はその後、こういふことが書いてあります。売上税の年度の税収は、公表された大蔵省案だと五兆八千億だったが、実際は七兆円だという説、それからまた、マル優は一兆六千億と言われていたが、大手証券の経済研究所は二兆円を超えるといふ計算をしている。いずれにしても、合わせて年間一兆六千億を超える実質増収が短期間に中に入ってくるというのをわかっていてこの問題を出したのではないかと大蔵省の思惑がある、こういう指摘がございす。

どうですか、大臣、所惑はいかがですか。

○水野政府委員 売上税につきましては、課税資料を初めといたしましてのもろもろの統計資料等を使いまして積み上げたものでございす。また、積み上げるとともに、国民経済計算とか、そういうものからも再度チェックをいたしまして適正に見積もったものでございまして、決して一兆円、二兆円過小になっておるといふことは私どももないものと考えておるわけでございます。

また、利子課税につきましても、これは課税資料等を基礎にし適正な推計をいたしまして見積もっておるところでございまして、この点につきま

しても、過小であつて数千億、数兆円の出るというところはあり得ないことではございまして、またそういうことを念頭に置いて全体の進め方を考えたということとは全くございせんので、御理解を賜りたいと思つてございす。

○野口委員 それはそれでよろしくね。主税局長

が、そうでございすんだなとてことは言えるはずのものではないから、そんな答えが出てくると思つておりません。思つておりませんが、少なくとも大新聞は一応信頼すべき筋を通し、調べてのことでありましようから、まんざらこれは一〇〇%うそであつたとは思ひ切れない。だから、何かあつた、そういうような疑惑を抱かせるような先ほどのやり方ですね、税制改正のやり方、これが私は気に食ふぬと言つてゐるのです。

それだから、もつと国民が理解できるような、いわゆる百年の大計に基づくところの、今日のなにかから今の税制改革はかくあるべきである、しかし中期的にはこう考える、短期的にはこう考える、たとえば内需拡大とかいろいろのことであつて、こういう形になるということである。法案ならば別だけれども、その一番大切なところの話が全然何にも言わなくて、つまり五十四兆円に対して四十一兆円の歳入しかなくて二〇%の物すこい赤字があるといふことは国民には余り知らされてなくて、そして一番下のところで所得税減税と法人税減税をプラスしたものに見合うものを売上税でというやうなことを言うから、実は次の段階では間接税が上がつていってこれにかわるのではな

いかとか、あるいは五兆八千億と言つてゐるのが実際はもつとふえていくんではないかといふやうなことが議論されるんじゃないでしょうか。だから、大臣、ここが肝心なんです。国民とのコンセンサスが足りなかつたといふことはお認めですね。だけれども、国民が少なくとも憲法を守らうといふ以上、納税の義務はあるのです。はつきりと納税の義務を国民が意識するならば、やはりちゃんとした説明をしてやれば私は増

税だつて構わないと思ひますよ。少なくとも私個人はそう思ひます。だつて、どこの家庭だつてそうでしょうが、歳出が五十四兆で収入が四十一兆しかなかつたら、どこから金を持つてこなければならぬんじゃないですか。ところが、先ほどから言つていますように、いろいろな会計から借りてやりくりして、うそついて、たばこを上げるとか言つて一年だけ我慢してくれと竹下さんはおつしやつたけれども、一年どころかまだ続いておるでしよう。そんなことばかりやつていて、やりくり算段の会計を片一方でやつていて、そしてプラス・マイナス・ゼロでございす、ゼロ・ローリングを守りましたとか、あるいはまた財政改革のために今日までいろいろと行政改革もやりましたけれどもだめだつたんでといふ言ひながら、

実際はプラス・マイナス・ゼロ、いわゆるニュー・トラル方式によつて今減税をさせていただいた、い、こんなことを国民が信じておられますか。そんなもの、実際これは間違つておりました、もつと大義名分を明らかにして、国民の前にその実態を明らかにしながら、長期的にはこう考えます、百五十三兆といふ赤字をなくしなければならぬのが財政改革であります、財政再建であります、しかしそれはちよつと簡単にできまないとす、しかしそれはちよつと簡単にできまないとす、先ほど大臣がおつしやつたように、少なくとも二〇%になんかとする国債費をなくしていくことが当面の目標でございす、しかしそれはいつてみても、内需の問題これあり、貿易関係の問題これありで、短期的には今即刻こうしなければならぬと云ふやうなれば、そこそこ

るに出てくることはわかります。仮に私が自民党でなくてもわかります。しかし、その説明が何もなく、そしてあたかも安易に小手先でちよつとちよつとまかせれば、ちよつとまかせばという言葉は余りよくないかも知れませんが、ごまかせばという言葉だつて同じですけれども、何とかを言ひ逃れてくれれば売上税が入つてくるなんといふことはまさかお考えになつたのではないと思ひますが、結果的にはそうなる

です。まあ山中大先輩に対しては申しわけないと思ひますが、私どもはそうとらざるを得ないのです、大臣、どう思ひますか。もつと大義名分に立つた、大上段から振りかぶつた、大政党らしい、大蔵大臣として堂々たる財政改革案がどうして出ないのですか。

○宮澤国務大臣 それはお言葉ではありませんが、またそれはいろいろ財政のことを御心配いたしたいの御発言であることはよくわかつておりますが、私が先ほど申し上げましたように、まず財政再建の最初の第一歩というのは、新しく特例公債を出さないで済むやうな状況、そこに達したいといふことを冒頭に申し上げておるわけでありす。それが昭和六十五年までにできるかできないかといふやうなことは、何度もここで御議論になつておりまして、状況は大変に厳しゅうございす。厳しゅうございす、先ほど申しましたように、この数年間の日本の経済の動きというのは、やはりかなり日本経済の地力を出し切つていない、いろいろな事情から、石油危機とかプラザ合意とかございましてけれども、日本の力よりはや成長が低過ぎたといひます、もう少し高くできる力を持つておるのではないかと、

私思つておるものでございす。それで、かつて政府が「財政の中期展望」で申し上げましたことは、名目で六%ないし六・五%の成長を前提にいたしますと、弾性値を一・一としまして七・一%の自然増収がある、そういう想定を予算委員会ですり上げたことがありす。七%の自然増収といふことは三兆近いわけでございますから、そういうしと、特例公債を何年かのうちに出不さいで済むといふことは必ずしも夢ではないといふふうに思ひます。今六・幾つといふ名目成長は少し高過ぎるかも知れませんが、日本経済の本来の姿ではないはずであると思ひ立つ場から申しますと、やはり自然増収といふものが経済がうまく回ればかなり出てきておかしくない。そういうことをまずやつてみるべきだ。増税

をしなければ、いわゆる税率構造を要するといふ意味での増税をしなければ日本の経済はやれませんが、財政はやれませんかとの努力をしてみよう、まずそれをしなければならぬのではないかと、というふうには思っています。

○野口委員 大臣、私は冒頭に申し上げましたように真心を込めて御質問申し上げているつもりでございすが、残念ながら大臣が今本場のところのことをまだおっしゃっていらつしやらないと私は思うのですよ、あちらこちらいろんなことをお考えになつて、総裁選も近うございすからいろいろとお考えになるのは御自由でございすけれども、しかし、余りにもこれはかたくなな物の考え方じゃないでしょうか。少なくともこれはそういうことを絶対離れて、私も野党の立場を離れて申し上げますならば、決して私も増税はありせんけれども、安いにこしたことはありせんけれども、少なうとも、先ほどから何遍も申し上げる通りに、大前提といふものの理解が国民になくして、具体的な小さな問題に国民の理解を求めようといつた、それはうそになりますよ。だから、私が言いたいのは、少なくとも税制改革をなささうといふのは国民とのコンセンサスが必要だ。確かにそうなんではあります。それならば、今国民は一体何を求めているのかというところから始めなくちゃなりません。

じゃ、一体国民は何を求めているのかといふと、実は不公平税制の問題であります。それが解消されない、何を言つても実はそれがうそになるというふうな形で、受け入れてもらへません。税制が不公平だと考へてゐるのが約七〇％あります。そして、税制改正をすべきであるといふのは、またそれよりもはるかに多く、七六％あると言われている。これはある新聞社の統計ですが、事実そうだろうかと思ひますよ。だとするならば、不公平をまずなくしていくことが一番初めにあつて、そして、国民の皆さん方が不公平でない、平等に取られてゐるという感じの上

に立つて、財政再建に対応する税制改正といふものを当然そこに見られたい。不公平税制といふものではないでしょうか。不公平税制についてどのような考へでしようか。

○宮澤国務大臣 増税の必要がありましようといふことは、やれやれ不公平といふのは、これはもう税制には最も致命的な、税務行政にとりましても致命的な問題でございすから、これがなくならましよう、国民が税金という形で本心に協力をしてくれるといふことはなかなか難しい。これをきちんとするのは何よりも大事なことだと思ひます。

○野口委員 どのようなスケジュールでこの不公平税制問題を解決しようといふか、どのような段階でどのような機関を通じておやりになるかと思ひます。

○宮澤国務大臣 まず何が不公平であるかといふことは今野口委員と私とで議論をいたしてございせんから、それに触れまへんまへで仮に幾つかのことを申しましたら、例えば給与所得といふものは、概して把握が容易でございすから、例えば事業所得に比べてはどうしても勢い当たりが強いといふことなどはその一つであらうと思ひます。そういうことに対処しましては、先般御提案いたしました所得税法の改正で、いわゆる重税感といふものをなくすために最初の方の刻みの税率をい

はいつまでもしやべつてゐるわけにいきませんから、いづれにしましても、まずは不公平感がどこから出てくるかといふことは、やはり世に言われるところのトローサンとかクロヨン、これはまづその最たるものだと思ひます。それには、とにかくまづ正確な所得といふものをどのようにしてキャッチするか、捕捉するかといふことにかかつてくると思ひます。

その捕捉の仕方は本場に矛盾だらけであるといふことは、非常に卑近な例を申し上げますが、実は私の娘が保育園の保育をいたしてございすが、その保育園の金額が、前に子供を乗せ、後に荷台に乗せて自転車を送り迎えをされる看護婦さんの家庭の保育料と、自家用車で奥様が子供を連れて預けに來られる方の保育料とが逆転してゐるんですね。実は御主人と両方、二人とも源泉徴収で取られていらつしやる御家庭のお子さんの方が高い保育料で來ていらつしやる。自家用車で送つてこられる奥さんのお子さんの方がはるかに低い保育料で來てゐる。お父さん、この矛盾は一体どこから出てくるのか戸惑うこともしばしばでございす。つまり、その御家庭が税をまかしてゐるんだといふわけでありまうけれども、少なくとも何か外から見れば一見不可解な事態が現象面としてはあらわれてゐるものであります。だから、捕捉をもつてし

かりしなければならぬ。もちろん国税当局も努力をしなければならぬ。それに對して人員が必要ならば思い切つて人員をふやすべきでありまうし、まづは捕捉をはつきりするといふことでありまう。

また、今回恐らく問題になつてくるのでありまうけれども、例えば私も提案をいたしてございすけれども、預金の金利の税の問題にしましても、一限度額なりあるいはまたその金額がどうきつちと法に決められたとおり守られてゐるか、いわゆるカード制の問題ですけれども、その

ことも実はまだ政府としては一番考へてみようと申していらつしやらないような気がします。そこは確かに不公平、不公平といふところになつてくるのですね。

だから、そういうところを地道に発掘して、そして国民の今一番悩んでいることは何なのか、国民が求めているものは何なのかといふことをよく御調査されて、確かに大臣が言われる不公平と私どもの言う不公平と少しずれ違ひがあるかも知れませんが、あるかも知れませんが、お互いにデイスカッションをする中であつて初めてその不公平が明らかにになり、そしてその不公平はどのような時期にどのような形で直しましやうといふスケジュールができて、そしてそれが達成された後に立つて実は税制改革なるものが引き出されてくるべきものではないでしょうか。この点はどう思われま

すか。ここでこの税制改革の問題は終わりたいと思ひますが、どうですか。

○宮澤国務大臣 それはどういふ状況にありましても不公平といふものはやはり直していかなければなりまへん、殊にそれが大きな税制改革でもいたすといふようなときには、国民がかねて思つておられるそういう不公平感といふものがいろいろの意味で表明せられますので、税制改正を成功裏に導くためにはやはり不公平といふものは改めていかなければならぬ、そのとおりと

思ひます。

○野口委員 時間がありませんから、もう少し追及したかったのですけれども、次回にさせていただきます。不公平税制の問題は何としても税制改革の柱であつて、基本的にそのことをなし遂げなければ次の課題に入り切れぬ、また国民が税といふものに対する信頼感を取り戻すことはできないといふことをひとつしかりと頭の中に入れておいていただきたいと思います。

おりますが、なぜこの売却収入を国債の買い戻しなどいわゆる国債償還の財源に使わなかったのか。今のこの四百五十億ですか、この金も含めまして、もちろん一部は納めて、それで残った分がこれだけだとおっしゃるわけですが、それも含めてなぜ国債の買い戻しにお使いにならなかったのですか。

○宮澤国務大臣 それは結局政策選択の問題だと思ふのでございますけれども、もちろん正規の国債の償還はいたしまして、さらに野口委員の言われますように、その上にいわば自発的と申しますか、上乗せ償還をすることもこれは考えられるではないか、どうしてそうしなかったのかというお尋ねでございますが、その上乗せ償還をするか、あるいは現在緊急な問題でありましてこの内需の振興、社会資本の充実、殊に地域の活性化のためにこれを使うかという事は、どちらが優先する緊急度を持っているかという選択の問題だというふうに考えます。私どもは、決まりました償還をいたしました後は内需振興、地域の活性化にこれを役立たせることが今の我が国の経済としては優先度が高いのではないかと考えたわけでござい

ます。

なお、そのような内需振興、社会資本の充実が非常に優先すべき課題であるとすれば、こういう金がございます、それだけ余計建設国債を出していただくことになるかと存じますので、そういうことを考えますと、建設国債を出しながら片方で上乗せ償還をするということは実は余り意味のないことであつて、それならそれだけ建設国債を出さずにこれをそのかわりに社会資本の充実に使った方がよいのではないかと、こういうふうに考えるに至りました。

○野口委員 私はそれは詭弁だと思ふのです。少なくとも国債償還財源に充てようということを決めたのは、たしかこの前の国会だったか、この売却益の問題についてはそういうような内容で実は決まっております。そして、そのときにまさかこんなにたくさん高く売れるとい

うことについてはだれも想定しなかった。ところが、案外高く売れた。それで、四百五十億です。すかという非常に高い差額がな国債償還して残った。さあ、残ったからどうしようということとで、それは、大臣が言われるように、一部建設国債で今賄っている分は、その分だけ違うところで公共財源に使えばその分だけは減るのだから、そういうものに使った方がよいのじゃないかという考え方もあるかも知れません。

しかし、宮澤大臣が言われておりますそのことは、実は新聞等にこういうように書かれております。これは真偽のほどをお聞かせいただきたいのですが、「宮沢蔵相の考えは、財政再建は必要だが、ここ数年間の緊縮財政が輸出志向、つまり大黒字の要因にもなっている。一方で、社会資本の整備が遅れている。なにか財政で工夫して社会資本投資を拡大していけば、内需志向になるし、税収も増えて財政再建も進む、という考え」でこの問題を思つていた。ところが、たまたまうまく「NTT株の高騰で、そのための財源の裏付けができた」というわけで、大蔵省内ではNTT株の売却収入を、宮沢蔵相のイニシヤルをとって「M資金」と呼んでいて、こう書いてあるのではありませんが、それがM資金であるかL資金であるかは別といたしまして、宮澤大臣の考えはそのような御発想ですか。

○宮澤国務大臣 新聞がそのように説明をしているのだと思ひますが、考えの大筋は、私が先ほど日本経済の運営いかんということを申し上げましたところでも御理解いただけましたように、当たらずといへども遠からずというところがございます。

○野口委員 この問題の一番最後に、実は先ほどと同じことになるわけですが、こういうことをすれば、つまり今大臣の言われたような使い方をするれば「内需志向になるし、税収も増えて財政再建も進む」という考え方、これは私も必ずしも否定するものではございません。そこで、これを減税財源に使う。減税財源に使いますと、実は

購買がふえ、税収もふえ、内需拡大にも寄与する。と私は思ひますが、それは御否定なさいますか、肯定されますか。

○宮澤国務大臣 これだけの金がありましたときに、それをこのような社会資本の充実に使うかあるいは減税に使うか、いずれが乗数効果が大きいのかというところはいろいろ議論のあるところだと私は思ひます。確かにそれは両方の考え方があると思ひますが、今の我が国のような状況を考えますと、一つはやはり雇用の問題がございまして、減税というのはいくらでもすぐに雇用には響きにくうございまして。そういうこともございまして、あれこれ考えまして、社会資本の整備はいつかはやっておかなければならないことでもございまして、そちらの方がこの際よりよい道ではないかという判断をいたしましたわけでございまして。

○野口委員 私は実はこの問題を非常に中心に御質問を申し上げたのでありますけれども、初めに減税財源にこのお金を使おうと言つたのはどなただか知つておられますか。このNTTの売却益を減税財源に使うと言つたのは、一番初めにだれが言つたか御存じじやありませんか。

○宮澤国務大臣 減税がやはり非常に急務である、これは何としても政治の課題としてしなければならぬ、そのためにはいろいろ財源も考えられると言われまして、例えばという中にこれが入つておつたという中曽根首相の、昨年でございまして、そういう言明を私は新聞で読んだ記憶がございまして。

○野口委員 そうなんです。中曽根総理自身が一番初めにこのNTT株売却の益金は減税に使うとおっしゃつたのです。その意味ではこれまた公約違反ですね、選挙のときそうおっしゃつたのですから。大臣、そうじゃないと言われますか。

○宮澤国務大臣 それは、御本人も言つておられますし、私も今申し上げましたが、例えばと言つて一つの可能性として例示をなさつたというふうには私は当時から受け取つております。

○野口委員 例えばであらうと何であらうと、例

示をなさつたということは、可能性のあることであつて、全然可能性のないものを例に挙げますか。それはちよつといただけない言葉です。例に挙げるということは、そういう可能性があることを秘めてあればこそ、例えば電電公社の株の売却益ということが出てくるのでありまして、このことを総理みずからが選挙のときにおっしゃつたのです。今回またそれを否定なさつておられるのです。前の売上税と同じように、これはまた公約違反なものでございまして。

○宮澤国務大臣 仮に金がなくなつたので減税はやめたということになりますとそうかも知れませんが、実は減税はやろうとしておるわけでございます。そのため殊に今年度でございましてと財源は何とかやはり探さなければならぬ、国会のお許しを得れば剰余金もございましてからこれはやれるというふうなことで、減税をしないと言つておるわけではございせんから、そういう意味では一つの選択、それによらずに減税が可能であるというところになつておるのではないと思ひます。

○野口委員 いや、私は、それは総理大臣が選挙のときに実はそう言われたとするならば、そのことはやはり明らかに理屈の立つ理由で転換してやらなければならぬと思ふのです。というのは、先ほど大臣が言われたように、少なくとも最終的にはいわゆる内需拡大を呼び、税収もふえ、財政再建に帰するところにその目的があるのだとおっしゃいました。私はそのことについて決して否定はいたしません。そうだとすると、減税だつて同じ目的になるのです。なるのですから、何も全部やれとは言ひません。少なくともそのことに回す可能性は当然あつてしかるべきじやありませんか。これは全然できないという代物ではありせんか。全然できないという代物ですか。どうなんですか。

○宮澤国務大臣 私自身は適当ではないと思ひますけれども、もとよりできないという種類のことではございません。

○野口委員 そうすると、今の法律では電電の株

の売却益は減税財源には回せないけれども、別の法案が提出されてそれが可決されれば減税にも使うことは可能であるということですね。

○宮澤國務大臣 法律的には可能とおっしゃれば、それは私は可能だと思います。ただ、どういう法律をつくっていくか、つまりこの財源と減税とを結びつける法律をどうやるか、よくよくわかってもらいたい。法律的にあるいは方針の問題として不可能とか何とかいう種類のことで私は無難な話だとは思いません。

○野口委員 大体、国債整理基金に当然入れなければならぬという法律があったのです。それを途中で入れなくてもいいという法律をつくってやめていくのです。とにかく勝手なものですね。都合のいいときには法律をつくってそれを実施しようとして、都合が悪くなったら法律をつくってこれをやめて、また都合が悪くなったらどうするとう、とにかく法律の上に法律を、どんどん例外規定を決めているのが今日のスタイルでしょう。だったら、そういうやり方を決めれば、こういう法律がありますけれども実はこういう形で減税財源に使うことができるという法律だってできるのではありませんか。できる可能性があるわけですか。

○宮澤國務大臣 減税が歳出でないのですから、どういう法律かはちょっと私に、専門家がわかるかもしれません。これは不可能とか何とかという話ではありませんが政策の問題だと思えます。

○斎藤(次)政府委員 大変難しい御質問でございます。事柄は、法律をつくれれば憲法違反でなければ何事も可能だという意味ではそのようでございますけれども、私どもの今の法律の趣旨は、一時の余裕金を活用して最終的には国債の償還に充てるという建前を崩してないわけでございます。したがって、電電株を国債整理基金に帰属させて国債の償還に充てるといふ基本的な大原則は崩してないわけでございます。それが今度減税に充てるといふことになりますと、そう

いう一時的なお金をいわば減税という金で使ってしまうわけでございます。国債償還に充てるといふ道は完全に閉ざされるわけでもございませう。そういう意味で、当、不当というところで申し上げれば不適当ではないかというのが私どものお答えになるのではないかと、うう、あいに考えるわけでございます。

○野口委員 無利息で貸すのでしょ。その利息の分はどうですか。利息はどうなるのですか。利息は本来の趣旨から外れるのじゃないですか。償還されないのじゃないですか。本来ならば、国債の償還資金の中で利が利を積んでいく金でしよ。それを無利息で貸すのでしよ。そうするとその分だけ減るじやありませんか。それはどう説明されますか。

○斎藤(次)政府委員 その点は先生御指摘のとおりでございます。その点につきましては、実は内部で随分議論いたしました。そこで、これは内需振興のために公共投資をするという観点から、その利息の点については目減りするとは確かに先生の御指摘のとおりでございます。

○野口委員 金が少ないからこれはいいのだ、金が多いからこれはちょっとまずいのだとか、金額の問題で言っているのじゃないのです。筋の問題で言っているのです。そうとするならば、減税の方にはしまえてしまふから、いわゆる消費をするのだからだめだという理屈は通らないでしよ。そうじやありませんか。どうですか。

○宮澤國務大臣 いや、それは違ふと思ひます。これに利息を取れとおっしゃいますか。利息を取れという事は、それはこれを借り入れる人が利息を払うということでございます。しかし、これも地方の活性化を図り内需の振興をしよう、地域の開発をしようというときに、その方々からわずかの利息を取るか、それとも、こちらは利息は確かに減りますが、我慢して、地域の振興をやつてもう方がいいかという、これも選択の問題であつて、先ほど次長が申し上げましたのは、今度この金をやりつきりにしてしまふわけ

はございませぬ、先々どういう形でか返ってくるわけでございますから、国債整理基金がこの金をなくすわけではないので、減税になればなくしてしまひますからということをおし上げたのです。

○野口委員 いや、それはわかつてはいるのです。はつきり言つて、意味が違ふのです。理屈としては、利子は取らないのですから、よそへ貸し付けなくても自分のところへ置いておくだけでも利息はつくのです、その分は結局ただで貸すのですから、その分だけは減収になつて金がどこかへ行つてしまふのです。そうでしょう。そうしたら、はつきり言つてその分はロスです。その分だけは国債整理基金から金がなくなるわけです。だから、それからいふならば、金額は違ひかもしれないけれども、片方は消費に使う財源だから、つまり減税だから、減税というのは全然返つてこない金なんだから使つてはいけなないのだという理屈は成り立たないでしよというのです。そうでしょう。

○宮澤國務大臣 よくわかりましたが、元本をなくすのと利息をなくすのは大分違ひますよ。

○野口委員 私はそれは理屈の問題だと思ひます。先ほどから言うように、今日までとつてこれら政府のやり方というのは、はつきり言つてひきょうだと私は思ひます。簡単に言うならば、財源の問題についてと率直に増収なら増収といふことを図ればいいのにもかかわらず、小手先で今日まで財源の問題を考へてこられて、いろいろな措置を法律の上に法律を重ねて否定をしたり肯定をしたり、いろいろな形で財源を確保してこられたのです。だから、そのことについては私もいろいろ反対はいたしたけれども、今日まで来ているわけでは、先ほど申し上げたように、たばこの値上げなんかは、一年間しかやりませんと竹下さんはここで何遍も言ったのです。本当に一年間ですと云つたら、はい、一年間でと云つて、どうその皮でことしもやつていふじやありませんか。そういうことがたまにあるわけですから、決して金額の多少で物を言っているわけではないのです。だから、これは減税にも使え

るといふことを大臣からお答えをいただきたい。この法律ではできません。しかし、法律さえつくれば減税にも使うことがあり得るということをおしはしいのですよ。

○水野政府委員 所得税減税はすべて一般会計の財源でもって行われるわけでございます。それは税収である場合もございませぬ、結びついてはおりませんが、特例公債を出しておれば、これはある意味では特例公債で減税をしているとも言えるわけでございます。そのある財源を必ず減税に充てるといふ立法というのは、厳密に申し上げたらそれはないわけでございます。例えば、剰余金が出ましたからというときでも、その剰余金は、二分の一以上は国債整理基金に繰り入れるという財政法六条の規定がございませぬ。それを外して一般会計に残しておいてそれを事実上減税に充てていくという例は過去にございませぬけれども、その場合でも、その部分を減税に充てるといふ立法をお願いしているという話ではないわけでございます。これは資金繰りの話ではなからうかと思ひます。

○野口委員 だから、この金はひもをつけないで一般会計に入れることができるという法律をつくれればいいのです。そうでしょう。一般会計に入ればこれはどうでも使えるわけですから、一般会計に入れることができるという法律さえつくれば、これは減税でも何でもできるというところなんじやありませんか。ひもをつけるからそういうことにならんじやありませんか。そうでしょう。

○宮澤國務大臣 それはこうでございませぬ。国債償還に充てるといふことがあるわけでございます。そういう法律がございませぬ、それは今私どもも動かしえないわけでございます。ただ、余裕金を無利子で運用しようとしていふわけでございます。返ってきますと、やはり国債償還に充てるといふところへ戻つてまいります。そのところを動かしてしまふとすれば、国債償還に充てるといふことを法律をやめてしまつてということにす

3 前項に定めるもののほか、第一項の国の貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。
(無利子貸付け対象事業に係る国の負担金等の交付)

第四条 国は、第二條第一項第二号に該当する事業に要する費用に充てる資金を地方公共団体等に対し無利子で貸し付けた場合には、当該貸付けの対象とした事業に係る国の負担又は補助については、別に法律で定めるところにより、当該貸付金の償還時において行うものとする。
(補助金等に係る予算の執行の適正化に關する法律の準用等)

第五条 補助金等に係る予算の執行の適正化に關する法律(昭和三十年法律第七十九号。以下この条において「補助金等適正化法」という。)の規定(罰則を含む。)は、国が第二條第一項第二号に該当する事業に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合における当該無利子の貸付金(以下この条において「無利子貸付金」という。)について準用する。この場合において、補助金等適正化法の規定(第二條第一項、第四項及び第五項、第三條第二項、第六條第一項、第七條第二項、第十條第三項、第十一條、第十五條、第十七條第三項、第十八條第一項及び第二項、第二十條、第二十七條並びに第二十九條を除く。)中「交付」とあるのは、「貸付け」と読み替えるほか、別表の上欄に掲げる補助金等適正化法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2 国の債権の管理等に關する法律(昭和三十一年法律第百十四号)第三十六條の規定は、無利子貸付金については、適用しない。

3 補助金等適正化法第七條、第十條から第十六條まで、第三十條及び第三十一條(第三号を除く。)の規定は、無利子貸付金の貸付けの対象とされた事業に係る国の負担金又は補助金については、適用しない。

(繰入規定)

第六條 政府は、当分の間、次條第二項に規定する産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入の財源に充てるため、各会計年度における国債の償還等國債整理基金の運営に支障の生じない範囲内で、日本電信電話株式会社の株式の売却収入金に相当する金額の一部を、予算で定めるところにより、國債整理基金特別会計から一般会計に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定により繰入れを行う場合においては、次に掲げる財源に充てるため、当該繰入金に相当する金額を、一般会計から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

一 別に法律で定めるところにより第二條第一項の規定による貸付けに關する経理を行う産業投資特別会計以外の特別会計(次号及び次条において「特別融資関係特別会計」という。)への繰入れの財源
二 第二條第一項の規定による貸付け(特別融資関係特別会計において経理されるものを除く。)の財源
三 第三條第一項の規定による日本開発銀行等への貸付けの財源

3 政府は、前項の規定による一般会計からの繰入金については、後日、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、産業投資特別会計社会資本整備勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

4 政府は、前項の規定により繰入れを行う場合においては、当該繰入金に相当する金額を、一般会計から國債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

(産業投資特別会計法の特例)

第七條 特別融資関係特別会計への繰入れ及び第二條第一項の規定による貸付け(特別融資関係特別会計において経理されるものを除く。)並びに第三條第一項の規定による日本開発銀行等への貸付けに關する政府の経理は、当分の間、産業投資特別会計法(昭和二十八年法律第二百二十二号)第一條の規定にかかわらず、産業投資特別会計において行うものとする。

2 前項の規定により、同項に規定する政府の経理を産業投資特別会計で行う場合においては、同特別会計は、産業投資勘定及び社会資本整備勘定に区分する。

3 第一項の規定により、同項に規定する政府の経理を産業投資特別会計で行う場合においては、産業投資特別会計法第一條第二項、第三條、第三條の二第一項、第三條の三並びに第四條第一項及び第二項中「この会計」とあるのは、「産業投資勘定」とする。

4 産業投資特別会計社会資本整備勘定において一般会計からの繰入金、特別融資関係特別会計からの繰入金、第二條第一項の規定による貸付金(特別融資関係特別会計において経理されるものを除く。)及び第三條第一項の規定による貸付金の償還金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、一般会計への繰入金、特別融資関係特別会計への繰入金、第二條第一項の規定による貸付金(特別融資関係特別会計において経理されるものを除く。)、第三條第一項の規定による貸付金、一時借入金の利子及びその他の諸費をもつてその歳出とする。

5 前項に規定する特別融資関係特別会計への繰入金は、第二條第一項の規定による貸付けの財源に充てるため、特別融資関係特別会計の当該貸付金に相当する金額を特別融資関係特別会計に、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。

6 政府は、前條第二項の規定による繰入金のほか、一時借入金の利子及びその他の諸費に相当する金額を限度として、予算で定める金額を、一般会計から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れることができる。

7 第一項の規定により、同項に規定する政府の経理を産業投資特別会計で行う場合においては、産業投資特別会計法第六條中「歳入歳出予

算は」とあるのは「歳入歳出予算は、産業投資勘定及び社会資本整備勘定に区分し、各勘定において」と、同法第七條第二項第一号中「歳入歳出予定計算書」とあるのは「各勘定の歳入歳出予定計算書」と、同項第二号中「前年度の」とあるのは「各勘定の前々年度の」と、同項第三号中「前年度」とあるのは「各勘定の前年度」と、同項第四号中「前年度」とあるのは「産業投資勘定の前年度」と、同法第八條中「この会計」とあるのは「各勘定」と、「積立金」とあるのは「当該各勘定の積立金」と、同法第九條中「この会計」とあるのは「各勘定」と、「翌年度の歳入」とあるのは「当該各勘定の翌年度の歳入」と、同法第十二條中「この会計」とあるのは「各勘定」と、同法第十三條第一項中「この会計」とあるのは「各勘定」と、「この会計」とあるのは「当該各勘定の」と、同法第十五條第一項中「この会計」とあるのは「各勘定」とする。

8 大蔵大臣は、他の各省各庁の長の同意を得て、当該各省各庁に置かれた官職を指定することにより、その官職にある者に第二條第一項の規定による貸付金(特別融資関係特別会計において経理されるものを除く。)に係る支出負担行為に關する事務を委任するものとする。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。
(産業投資特別会計法の特例に關する経過措置)

第二條 第七條の規定は、昭和六十二年の予算から適用し、昭和六十一年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。

2 産業投資特別会計法第九條の規定により昭和六十二年の歳入に繰り入れるべき金額は、産業投資特別会計産業投資勘定の同年度の歳入に繰り入れるものとする。

3 この法律の施行の日の前日までに収納した産業投資特別会計の昭和六十二年の歳入に属する収入は産業投資特別会計産業投資勘定の歳入

と、同日までに産業投資特別会計の同年度の予算に基づいてした債務の負担又は支出は同勘定の同年度の予算に基づいてした債務の負担又は支出とみなす。

4 この法律の施行の際、産業投資特別会計に所属する権利義務は、政令で定めるところにより、産業投資特別会計産業投資勘定に帰属するものとする。

(外貨公債の発行に関する法律の特例)

別表(第五条関係)

第二十一条第四項	交付の目的に従つて	貸付けの目的に従つて
第三十条第二項	交付の	貸付けの
第六十条第一項	交付の	貸付けの
	交付が	貸付けが
	交付すべきもの	貸し付けるべきもの
第十條第三項	交付の	貸付けの
第十一條第一項	交付の決定	貸付けの決定
第十五條	交付の	貸付けの
	交付すべき	貸し付けるべき
第十七條第三項	交付すべき	貸し付けるべき
第十八條第一項	交付の	貸付けの
	交付されているとき	貸し付けられているとき
第十八條第二項	交付すべき	貸し付けるべき
	交付されているとき	貸し付けられているとき
	期限を定めて	当該期限の部分について貸付けの決定を取り消し、期限を定めて
第二十條	交付すべき	貸し付けるべき
	その交付	その貸付け
第二十六條	委任すること	委任すること(他の各省各庁の長から当該事務の一部の委任を受け、当該各省各庁の長が、当該各省各庁の機関又は都道府県の機関に委任する場合を含む。)

第三條 外貨公債の発行に関する法律(昭和三十一年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2 当分の間、第一條第一項の規定の適用については、同項中「産業投資特別会計」とあるのは「産業投資特別会計産業投資勘定」と、同会計とあるのは「同勘定」とする。

第二十七條	交付する	貸し付ける
第二十九條第一項	交付を	貸付けを
第二十九條第二項	交付又は	貸付け又は交付若しくは

理由

日本電信電話株式会社の株式の売払収入による国債整理基金の資金を活用し、社会資本の整備の促進を図るため、国の無利子の貸付制度を創設するとともにその財源措置その他同制度の運用に關し必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の実施のための関係法律の整備に関する法律案

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の実施のための関係法律の整備に関する法律

目次

- 第一章 総理府関係(第一條-第五條)
- 第二章 大蔵省関係(第六條-第十二條)
- 第三章 厚生省関係(第十三條-第十四條)
- 第四章 農林水産省関係(第十五條-第二十條)
- 第五章 通商産業省関係(第二十一條)
- 第六章 運輸省関係(第二十二條-第二十五條)
- 第七章 建設省関係(第二十六條-第四十五條)
- 附則
- 第一章 総理府関係
- (奄美群島振興開発特別措置法の一部改正)
- 第一條 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。
- 附則に次の五項を加える。

- 6 国は、当分の間、港湾管理者(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二條第二項に規定する港湾管理者をいう。以下同じ。)に対し、第六條第一項の規定により国がその費用について補助する同法第二條第五項第十一号に掲げる港湾施設用地の建設又は改良の工事で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第 号)第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第六條第一項の規定(この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。
- 7 前項の国の貸付金の償還期間は、二十年(五年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。
- 8 前項に定めるもののほか、附則第六項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。
- 9 国は、附則第六項の規定により、港湾管理者に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である工事に係る第六條第一項の規定による国の補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行ふものとする。
- 10 港湾管理者が、附則第六項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第

七項及び第八項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

別表港灣の項中（昭和二十五年法律第二百十八号）を削る。

（北海道東北開発公庫法の一部改正）

第二条 北海道東北開発公庫法（昭和三十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第九項を次のように改める。

（無利子貸付け）

9 公庫は、当分の間、日本電信電話株式会社

の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年

法律第 号）第三条第一項に規定する事業を行つる者に対し、第十九条の規定により当該事業に要する資金の融通を行うときは、無利子で貸し付けることができる。

（水資源開発公団法の一部改正）

第三条 水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第九項を次のように改める。

（国の無利子貸付け等）

第九条 国は、当分の間、公団に対し、第二十六

条第一項の規定により国がその費用についてその一部を交付する特定施設の新築又は改築で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第 号）

以下「社会資本整備特別措置法」という。第二

条第一項第二号に該当するものに要する費用のうち、洪水調節に係る費用その他第二十六

条第一項の政令で定める費用に充てる資金について、予算の範囲内において、同項の規定により国が交付する金額（第二十八条第一項

の規定により同項に規定する者が負担する金額）があるときは、当該金額を控除した金額から第二十六

条第三項の規定（この規定によ

る都道府県の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。）により都道府県が負担する金額を控除した金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、公団に対し、第四十三

条の規定により政府がその経費について補助することができ

る業務で社会資本整備特別措置法第二十一条第一項に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第

四十三条の規定により政府が補助することができ

る金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

3 前二項の国の貸付金の償還期間は、二十年

（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二

項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、第一項の規定により、公団に対し貸

付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である業務に係る第二十六

条第一項の規定により国が行う費用の交付は、当該貸付けに相当する金額に係る部分については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとす

る。

6 国は、第二項の規定により、公団に対し貸

付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である業務について、第四十三

条の規定による当該貸付けの補助を行つるものとす

し、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとす

る。

7 公団が、第一項又は第二項の規定による貸

付けを受けた無利子貸付金について、第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（沖縄振興開発特別措置法の一部改正）

第四条 沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第九項を次のように改める。

（国の無利子貸付け等）

第九条 国は、当分の間、港灣管理者（港灣法

第二条第一項に規定する港灣管理者をいう。以下同じ。）に対し、第五

条第一項に規定する同法第二条第五項第十一号に掲げる港灣施設用地の建設又は改良の工事

で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第 号）

以下「社会資本整備特別措置法」という。第二

条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予

算の範囲内において、第五

条第一項の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けること

ができる。

2 国は、当分の間、地方公共団体に対し、交

通安全施設等整備事業に関する緊急措置法第二

条第三項第二号に掲げる交通安全施設等整備事業で第五

条第二項の規定により国がその費用に充てる補助することができ

るものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第五

条第二項の規定により国が補助することができ

る金額に相当する金額を無利子で貸し付けること

ができる。

3 国は、当分の間、地方公共団体に対し、水

道法第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道施設の新設又は増設に関する事業で第五

条第二項の規定により国がその費用に充てる補助することができ

るものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第五

条第二項の規定により国が補助することができ

る金額に相当する金額を無利子で貸し付けること

ができる。

4 前三項の国の貸付金の償還期間は、二十年

（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

5 前項に定めるもののほか、第一項から第三

項までの規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

6 国は、第一項の規定により、港灣管理者に

対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である工事に係る第五

条第一項の規定による国の補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとす

る。

7 国は、第二項又は第三項の規定により、地

方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である事業について、第五

条第二項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行つるものとす

し、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとす

る。

8 港灣管理者又は地方公共団体が、第一項から第三項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第四項及び第五項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正)

附則第五条の次に次の一条を加える。

第五条の二 公庫は、当分の間、日本電信電話

資本金の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第 号）第三条第一項に規定する事業を行う者に対し、第十九条第一項第一号の規定により当該事業に要する資金の貸付けを行うときは、無利子で貸し付けることができる。

(国有林野事業特別会計法の一部改正)

第六條 国有林野事業特別會計法(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則に次の三条を加える。

第十三条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)附則第六項又は地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)附則第八條第一項の規定による無利子の貸付けに関する経理は、当分の間、第一条の規定にかかわらず、この会計において行ふものとする。

前項の規定により、同項に規定する貸付けに関する経理をこの会計において行う場合における治山勘定の歳入及び歳出については、第八条の二中「一般会計からの繰入金」とあるのは「一般会計からの繰入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第 号）第七条第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、「負担金」とあるのは

第十四条 森林法附則第六項又は地すべり等防

止法附則第八條第一項の規定による無利子の貸付金の償還（返還を含む。以下この条において同じ。）を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金（返還金を含む。）に相当する金額を治山勘定から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

第十五条 日本電信電話株式会社の株式の売却

収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金金の額が、当該年度における森林法附則第六項又は地すべり等防止法附則第八条第一項の規定による無利子の貸付金の合計額を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに治山勘定から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

(日本開發銀行法の一部改正)

第七條 日本開發銀行法（昭和二十六年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

附則第十九項を次のように改める。

19 日本開発銀行は、当分の間、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会

(道路整備特別会計法の一部改正)

第八條 道路整備特別會計法（昭和三十三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。
附則に次の四項を加える。

13 道路法附則第四項若しくは第五項、土地

第二項から第五項まで、道路整備特別措置法附則第七條第二項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法

附則第五項、沖繩振興開発特別措置法附則第九條第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一項の規定による無利子の貸付け（土地地区画整理法附則第二項から第五項までの規定による無利子の貸付けについては、道路の整備に関する事業に要する費用に係るものに限る。以下同じ。）及び道路整備特別措置法附則第八條に規定する貸付け金の貸付けに関する政府の経理は、当分の間、第一条の規定にかかわらず、この会計において行うものとする。

14 前項の規定により、同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合における第三条及び第四条の規定の適用については、第三条中「一般会計からの繰入金」とあるのは

「一般会計からの繰入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第 号）第七条第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、「道路整備特別措置法（昭和三

発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年

法律第六十二号）第五條第一項若しくは附則第十五條第一項、道路法附則第四項若しくは第五項、土地區画整理法附則第二項から第五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法附則第五項又は沖縄振興開発特別措置法附則第九條第二項と、「第五條第一項の規定による一般会計への繰入金」とあるのは、第五

条第一項の規定による一般会計への繰入金、

附則第十五項の規定による産業投資特別会計
社会資本整備勘定への繰入金」と、第四条中
「の交付」とあるのは「の交付並びに道路法附
則第四項若しくは第五項、土地区画整理法附
則第二項から第五項まで、道路整備特別措置
法附則第七条第一項、積雪寒冷特別地域にお
ける道路交通の確保に関する特別措置法附則
第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法
附則第二項、交通安全施設等整備事業に関す
る緊急措置法附則第五項、沖縄振興開発特別
措置法附則第九条第二項又は民間都市開発の
推進に関する特別措置法附則第十五条第一項
の規定による貸付け及び道路整備特別措置法
附則第八条に規定する貸付金の貸付け」とす
る。

15 道路法附則第四項若しくは第五項、土地区画整理法附則第二項から第五項まで、道路整備特別措置法附則第七条第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備

事業に関する緊急措置法附則第五項、沖繩振興開発特別措置法附則第九條第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一項の規定による無利子の貸付金及び道路整備特別措置法附則第八條に規定する貸付金の償還(返還を含む。以下この項において同じ。)を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金(返還金を含む。)に相当する金額をこの会計から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

16 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金金の額は、当該年度における道路法附則第四項若しくは第五項、土地区画整理法附則第二項から第五項まで、道路整備特別措置法附則第七條第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法附則第五項、沖繩振興開発特別措置法附則第九條第二項又は民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五條第一項の規定による無利子の貸付金及び道路整備特別措置法附則第八條に規定する貸付金の合計額を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第五項の規定による同勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までにこの会計から同勘定に繰り入れるものとする。

(治水特別会計法の一部改正)
第九條 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十號)の一部を次のように改正する。
附則第二十七項から第三十項までを次のように改める。

27 河川法附則第五項若しくは第六項、砂防法第五十二條第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八條第一項又は水資源開発公団法附則第九條第一項の規定による無利子の貸付けに関する政府の経理は、当分の間、第一條の規定にかかわらず、この会計において行うものとする。

28 前項の規定により、同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合における治水勘定の歳入及び歳出については、第四條第一項第一号中「一般会計からの繰入金」とあるのは「一般会計からの繰入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第 号)第七條第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、同項第五号中「納付金」とあるのは「納付金及び河川法附則第五項若しくは第六項、砂防法第五十二條第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八條第一項又は水資源開発公団法附則第九條第一項の規定による貸付金の償還金」と、同条第二項第四号中「交付金」とあるのは「交付金及び河川法附則第五項若しくは第六項、砂防法第五十二條第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八條第一項又は水資源開発公団法附則第九條第一項の規定による貸付金」と、同条第二項第十二條第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八條第一項又は水資源開発公団法附則第九條第一項の規定による貸付金」と、同項第五号中「繰入金」とあるのは「繰入金及び附則第二十九項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金」とする。

29 河川法附則第五項若しくは第六項、砂防法第五十二條第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八條第一項又は水資源開発公団法附則第九條第一項の規定による無利子の貸付けの償還(返還を含む。以下この項において同じ。)を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金(返還金を含む。)に相当する金額を治水勘定から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰

り入れるものとする。

30 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金金の額は、当該年度における河川法附則第五項若しくは第六項、砂防法第五十二條第一項若しくは第二項、地すべり等防止法附則第八條第一項又は水資源開発公団法附則第九條第一項の規定による無利子の貸付金の合計額を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに治水勘定から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

(港湾整備特別会計法の一部改正)
第十條 港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五號)の一部を次のように改正する。
附則に次の四項を加える。

19 港湾法附則第十五項から第十七項まで、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九號)附則第六項又は沖繩振興開発特別措置法附則第九條第一項の規定による無利子の貸付けに関する政府の経理は、当分の間、第一條の規定にかかわらず、この会計において行うものとする。

20 前項の規定により、同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合における港湾整備勘定の歳入及び歳出については、第四條第一項第一号中「一般会計からの繰入金」とあるのは「一般会計からの繰入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第 号)第七條第五項

の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、同項第四号及び同条第二項第四号中「港湾法第五十五條の七第一項」とあるのは「港湾法第五十五條の七第一項、同法附則第十五項から第十七項まで、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第六項又は沖繩振興開発特別措置法附則第九條第一項」と、同項第七号中「一般会計への繰入金」とあるのは「一般会計への繰入金及び附則第二十一項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金」とする。

21 港湾法附則第十五項から第十七項まで、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第六項又は沖繩振興開発特別措置法附則第九條第一項の規定による無利子の貸付金の償還(返還を含む。以下この項において同じ。)を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金(返還金を含む。)に相当する金額を港湾整備勘定から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

22 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金金の額は、当該年度における港湾法附則第十五項から第十七項まで、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第六項及び沖繩振興開発特別措置法附則第九條第一項の規定による無利子の貸付金の合計額を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七條第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、

翌々年度までに港灣整備勘定から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

(都市開発資金融通特別会計法の一部改正)

第十二条 都市開発資金融通特別会計法(昭和四十一年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2 都市開発資金の貸付けに関する法律附則第二項の規定による無利子の貸付けに関する政府の経理は、当分の間、第一条の規定にかかわらず、この会計において行うものとする。附則に次の三項を加える。

3 前項の規定により、同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合におけるこの会計の歳入及び歳出については、第三条第一項中「一般会計からの繰入金」とあるのは「一般会計からの繰入金、日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第 号)第七項第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、「借入金の償還金及び利子」とあるのは「借入金の償還金及び利子、附則第四項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金」とする。

4 都市開発資金の貸付けに関する法律附則第二項の規定による無利子の貸付けの償還を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付けの償還金に相当する金額をこの会計から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

5 日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七項第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金の額が、当該年度における都市開発資金の貸付けに関する法律附則第二項の規定による無利子の貸付けの合計額を超過する場合において

は、当該超過額に相当する金額は、翌年度において日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七項第五項の規定による同勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までにこの会計から同勘定に繰り入れるものとする。

(空港整備特別会計法の一部改正)

第十二条 空港整備特別会計法(昭和四十五年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。附則に次の三項を加える。

14 空港整備法附則第五項から第七項までの規定による無利子の貸付けに関する政府の経理をこの会計において行う場合におけるこの会計の歳入及び歳出については、第三条第一項中「一般会計からの繰入金」とあるのは「一般会計からの繰入金、日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第 号)第七項第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、「一般会計への繰入金」とあるのは「一般会計への繰入金、附則第十五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金」とする。

15 空港整備法附則第五項から第七項までの規定による無利子の貸付けの償還(返還を含む。以下この項において同じ。)を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付けの償還金(返還金を含む。)に相当する金額をこの会計から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

16 日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七項第五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金の額が、当該年度における空港整備法附則第五項から第七項までの規定による無利子の貸付けの合計額を超過する場合においては、当該超

過額に相当する金額は、翌年度において日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七項第五項の規定による同勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までにこの会計から同勘定に繰り入れるものとする。

第三章 厚生省関係

(水道法の一部改正)

第十三条 水道法(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。附則第十一條を次のように改める。

(国の無利子貸付け等)

第十一条 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第四十四条の規定により国がその費用について補助することができるとする水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設の新設又は増設で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第 号)以下「社会資本整備特別措置法」という。第二項第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第四十四条の規定(この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が補助することができるとする金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、地方公共団体に対し、前項の規定による場合のほか、水道の整備で社会資本整備特別措置法第二項第一項第一号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

3 前二項の国の貸付けの償還期間は、二十年(五年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による貸付けの償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、第一項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、第四十四条の規定による当該貸付けに相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付けの償還時において、当該貸付けの償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 国は、第二項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付けに相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付けの償還時において、当該貸付けの償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

7 地方公共団体が、第一項又は第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付け金について、第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正)

第十四条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第四條を次のように改める。

(国の無利子貸付け等)

第十四条 国は、当分の間、市町村に対し、第二十二條の規定により国がその費用について補助することができるごみ処理施設及びし尿処理施設の設置で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第

号。以下「社会資本整備特別措置法」という。第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十二條の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、市町村に対し、前項の規定による場合のほか、廃棄物処理するための施設（公共下水道及び流域下水道を除く。）の設置で社会資本整備特別措置法第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

3 前二項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、第一項の規定により、市町村に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、第二十二條の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 国は、第二項の規定により、市町村に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

7 市町村が、第一項又は第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

第四章 農林水産省関係

（土地改良法の一部改正）

第十五条 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の七項を加える。

2 国は、当分の間、都道府県に対し、第二百一十六條の規定により国がその費用について補助する土地改良事業で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第 号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものにつき、都道府県が自ら行う場合にあつては、その要する費用に充てる資金について、市町村その他政令で定める者が行う場合にあつては、その者に對し都道府県が補助する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二百一十六條の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

3 国は、当分の間、都道府県に対し、農業集落排水施設整備事業その他土地改良施設の機能を補完し又はその適正な管理を確保するために必要な施設等を整備する事業のうち土地改良事業と併せて行うもので社会資本整備特別措置法第二條第一項第二号に該当するものにつき、都道府県が自ら行う場合にあつては、その要する費用に充てる資金の一部を、市町村

村その他政令で定める者が行う場合にあつてはその者に對し都道府県が補助する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

の費用について負担し、又は補助する漁港修築事業で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第 号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十二條第二項又は第三項の規定（これらの規定による国の負担又は補助の割合について、これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が負担し、又は補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

4 前二項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

10 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第二十二條第四項の規定により国がその費用について補助することができる漁港修築事業で社会資本整備特別措置法第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十二條第四項の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

5 前項に定めるもののほか、附則第二項及び第三項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

11 国は、当分の間、地方公共団体に対し、前二項の規定による場合のほか、漁港施設の整備並びにこれと併せて漁港施設に相当する施設及び漁港の環境の整備を行う事業（第二十二條第二項、第三項又は第四項の規定により国がその費用について負担し、又は補助する漁港修築事業を除く。）で社会資本整備特別措置法第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部（漁港施設の整備を行う事業以外の事業を市町村が施行する場合にあつては、当該市町村に對し都道府県が補助する費用に充てる資金の全部又は一部）を、予算の範囲内において、無利子で貸し付

6 国は、附則第二項の規定により、都道府県に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である土地改良事業に係る第二百一十六條の規定による国の補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

12 国は、附則第三項の規定により、都道府県に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

8 都道府県が、附則第二項及び第三項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第四項及び第五項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

13 国は、附則第四項及び第五項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（漁港法の一部改正）
第十六条 漁港法（昭和二十五年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

14 国は、附則第五項及び第六項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

9 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第二十二條第二項又は第三項の規定により国がそ

9 前三項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

10 前項に定めるもののほか、附則第六項から第八項までの規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

11 国は、附則第六項の規定により、都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である保安施設事業について、第四十六條第二項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付するこ

とにより行うものとする。

12 国は、附則第七項の規定により、都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業に係る第九十三条の規定による国の補助については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

13 国は、附則第八項の規定により、都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業については、当該貸付けに相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

14 都道府県が、附則第六項から第八項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付け金について、附則第九項及び第十項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前三項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（森林開発公団法の一部改正）

第十八条 森林開発公団法（昭和三十一年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十条を次のように改める。

（無利子貸付け等）

第十条 政府は、当分の間、公団に対し、第三十六條の規定により政府がその費用について補助することができる第十八條第一項第一号の二の事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第号）第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第三十六條の規定（この規定による政府の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合

には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により政府が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の政府の貸付け金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付け金の償還方法、償還期限の繰り上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 政府は、第一項の規定により、公団に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、第三十六條の規定による当該貸付け金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 公団が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付け金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（海岸法の一部改正）

第十九条 海岸法（昭和三十一年法律第一号）の一部を次のように改正する。

附則第六項から第十三項までを次のように改める。

（国の無利子貸付け等）

6 国は、当分の間、海岸管理者の属する地方公共団体に対し、第二十七條第一項の規定により国がその費用について負担する海岸保全施設の新設又は改良に関する工事で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第号）以下「社会資本

本整備特別措置法」という。）第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十七條第一項の規定（この規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

7 国は、当分の間、地方公共団体に対し、前項の規定による場合のほか、海岸保全施設に関する工事に及ぶこれと併せて海岸保全区域内において施行する海岸の環境の整備に関する工事で社会資本整備特別措置法第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

8 前二項の国の貸付け金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

9 前項に定めるもののほか、附則第六項及び第七項の規定による貸付け金の償還方法、償還期限の繰り上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

10 附則第六項の規定により国が地方公共団体に対し貸付けを行う場合における第二十七條第三項の規定の適用については、同項中「第一項の規定により国が負担することとなる金額」とあるのは、「附則第六項の規定により国が貸し付けることとなる金額」とする。

11 国は、附則第六項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事に係る第二十七條第一項の規定による国の負担については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

12 国は、附則第七項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸

付けの対象である工事について、当該貸付けに相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

13 地方公共団体が、附則第六項及び第七項の規定による貸付けを受けた無利子貸付け金について、附則第八項及び第九項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（沿岸漁場整備開発法の一部改正）

第二十条 沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を次のように改める。

（国の無利子貸付け等）

2 国は、当分の間、都道府県に対し、沿岸漁場整備開発事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第号）第二條第一項第二号に該当するものにつき、都道府県が自ら行う場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、市町村その他政令で定める者が行う場合にあつてはその者に對し都道府県が補助する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

3 前項の国の貸付け金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

附則に次の三項を加える。

4 前項に定めるもののほか、附則第二項の規定による貸付け金の償還方法、償還期限の繰り上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、附則第二項の規定により、都道府県

に對し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの對象である沿岸漁場整備開闢事業について、当該貸付金に相當する金額の補助を行つたものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相當する金額を交付することにより行ふものとする。

6 都道府県が、附則第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

第五章 通商産業省関係
（工業用水道事業法の一部改正）

第二十一条 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十三項及び第十四項を次のように改める。

（国の無利子貸付け等）

13 国は、当分の間、地方公共団体に対し、工業用水道の布設で日本電信電話株式会社の株式の先払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第二十号）第二条第一項第二号に該當するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

14 前項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

15 前項に定めるもののほか、附則第十三項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

16 国は、附則第十三項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該

貸付けの對象である事業について、当該貸付金に相當する金額の補助を行ふものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相當する金額を交付することにより行ふものとする。

17 地方公共団体が、附則第十三項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第十四項及び第十五項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

第六章 運輸省関係
（港灣法の一部改正）

第二十一条 港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

附則に次の十二項を加える。

（国の無利子貸付け等）

15 国は、当分の間、港灣管理者に対し、第四十二条第一項又は第三項の規定により国がその費用について負担する港灣施設の建設又は改良の工事で日本電信電話株式会社の株式の先払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第二十号）以下「社会資本整備特別措置法」という。第二条第一項第二号に該當するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第四十二条第一項又は第三項の規定（これらの規定による国の負担の割合について、これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が負担する金額に相當する金額を無利子で貸し付けることができる。

16 国は、当分の間、港灣管理者に対し、第四十三条の規定により国がその費用について補助することができる港灣施設の建設又は改良の工事で社会資本整備特別措置法第二十一条第二号に該當するものに要する費用に充て

る資金について、予算の範囲内において、第四十三条の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができる金額に相當する金額を無利子で貸し付けることができる。

17 国は、当分の間、港灣管理者に対し、前二項に規定する港灣工事以外の港灣施設の建設又は改良の工事で社会資本整備特別措置法第二十一条第二号に該當するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

18 前三項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

19 前項に定めるもののほか、附則第十五項から第十七項までの規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

20 附則第十五項の規定により国が港灣管理者に對し貸付けを行つた場合における第四十二条第四項（第五十五条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第四十二条第四項中「これによつて国が負担することとなる金額」とあるのは、「附則第十五項の規定により国が貸し付けることとなる金額」とする。

21 国は、附則第十五項の規定により、港灣管理者に對し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの對象である工事に係る第四十二条第一項又は第三項の規定による国の負担について、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相當する金額を交付することにより行ふものとする。

22 国は、附則第十六項の規定により、港灣管理者に對し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの對象である工事について、第四十三条の規定による当該貸付金に相當する金額の補

助を行ふものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相當する金額を交付することにより行ふものとする。

23 国は、附則第十七項の規定により、港灣管理者に對し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの對象である工事について、当該貸付金に相當する金額の補助を行ふものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相當する金額を交付することにより行ふものとする。

24 港灣管理者が、附則第十五項から第十七項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第十八項及び第十九項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前三項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

25 第四十六条の規定は、附則第十五項から第十七項まで、北海道開発のためにする港灣工事に關する法律（昭和二十六年法律第七十三号）附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）附則第六項又は沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第三十一号）附則第九条第一項の規定により国がその工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けた港灣施設について準用する。この場合において、第四十六条第一項中「その工事に要する費用を国が負担し又は補助した」とあるのは「附則第十五項から第十七項まで、北海道開発のためにする港灣工事に關する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第六項又は沖縄振興開発特別措置法附則第九条第一項の規定により国がその工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けた」と、「国が負担し、若しくは補助した」とあるのは「附則第二十一項、北海道開発のためにする港灣工事に關する法律

附則第十一項、奄美群島振興開発特別措置法附則第九項若しくは沖縄振興開発特別措置法附則第九項第六項に規定する国の負担若しくは補助若しくは附則第二十二項若しくは第二十三項の規定による国の補助に係る」と読み替へるものとする。

26 第四十六條の規定は、前項に規定する港灣施設で附則第二十一項、北海道開発のためにする港灣工事に関する法律附則第十一項、奄美群島振興開発特別措置法附則第九項若しくは沖縄振興開発特別措置法附則第九項第六項に規定する国の負担若しくは補助又は附則第二十二項若しくは第二十三項の規定による国の補助に係るものについては、適用しない。
(北海道開発のためにする港灣工事に関する法律の一部改正)

第二十三條 北海道開発のためにする港灣工事に関する法律(昭和二十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

附則に次の六項を加える。

7 国は、当分の間、港灣管理者に対し、第二條第一項の規定により国がその費用について負担する港灣施設の建設又は改良の工事で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第 号)第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二條第一項の規定(この規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

8 前項の国の貸付金の償還期間は、二十年(五年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

9 前項に定めるもののほか、附則第七項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上

げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

10 附則第七項の規定により国が港灣管理者に対し貸付けを行う場合における第二條第二項において準用する港灣法第四十二條第四項の規定の適用については、同項中「これによつて国が負担することとなる金額」とあるのは、「北海道開発のためにする港灣工事に関する法律附則第七項の規定により国が貸し付けることとなる金額」とする。

11 国は、附則第七項の規定により、港灣管理者に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事に係る第二條第一項の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

12 港灣管理者が、附則第七項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第八項及び第九項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。
(空港整備法の一部改正)

第二十四條 空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の十二項を加える。

5 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第八條第一項又は第九條第一項の規定により国がその費用について負担する空港の施設の建設又は改良の工事で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第 号)以下「社会資本整備特別措置法」という。第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第八條第一項又は第九

條第一項の規定(これらの規定による国の負担の割合について、これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

6 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第八條第四項又は第九條第三項の規定により国がその費用について補助することができる空港の施設の建設、改良等の工事で社会資本整備特別措置法第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第八條第四項又は第九條第三項の規定(これらの規定による国の補助の割合について、これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

7 国は、当分の間、地方公共団体に対し、公共飛行場その他の航空運送に係る施設(空港の機能の増進又は利用者の利便の向上に資するもの及び空港によつては満たされない航空運送の需要に応ずることにより空港の機能を補完することとなるものに限る。)の新設又は改良の工事(前二項に規定するものを除く。)で社会資本整備特別措置法第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

8 前三項の国の貸付金の償還期間は、二十年(五年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

9 前項に定めるもののほか、附則第五項から第七項までの規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

10 附則第五項の規定により国が地方公共団体

に対し貸付けを行う場合における第八條第三項(第九條第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第八條第三項中「第一項の規定により国が負担することとなる金額」とあるのは、「附則第五項の規定により国が貸し付けることとなる金額」とする。

11 国は、附則第五項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事に係る第八條第一項又は第九條第一項の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

12 国は、附則第六項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事に係る、第八條第四項又は第九條第三項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

13 国は、附則第七項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事に係る、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

14 地方公共団体が、附則第五項から第七項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第八項及び第九項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前三項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

15 附則第五項又は第六項の規定により国がその費用に充てる資金を無利子で貸し付けた工

事のために取得した土地、工作物その他の物件は、第二種空港にあつては国に、第三種空港にあつては当該空港を設置し、又は管理する地方公共団体に帰属する。当該工事によつて生じた土地、工作物その他の物件についても同様とする。

16 第十三条の規定は、前項に規定する工事のために取得した土地、工作物その他の物件又は当該工事によつて生じた土地、工作物その他の物件については、適用しない。

(広域臨海環境整備センター法の一部改正)
第二十五条 広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三条を次のように改める。

(国の無利子貸付け等)

第三条 第二十六条第一項の規定は、センターが第十九条の規定により地方公共団体又は港湾管理者の委託を受けて広域処理場の建設又は改良の工事で廃棄物処理法附則第四条第二項又は港湾法附則第十六項の規定による貸付けの対象となるものを行う場合について準用する。この場合において、第二十六条第一項中「国の補助」とあるのは「国の貸付け」と、「交付すべき補助金」とあるのは「貸し付けるべき貸付け金」と、「交付する」とあるのは「貸し付ける」と読み替えるものとする。

2 廃棄物処理法附則第四条第六項及び第七項並びに港湾法附則第二十二項及び第二十四項の規定は、前項の規定により準用される第二十六條第一項の規定によりセンターに対し貸付けが行われた場合について準用する。

第七章 建設省関係

(砂防法の一部改正)

第二十六条 砂防法(明治三十年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第五十一条の次に次の一条を加える。

第五十二条 国庫ハ当分ノ間府県又ハ下級公共団体ニ対シ第十三条第一項ニ依リ国庫ニ於テ

其ノ費用ニ付テ負担スル砂防工事ニシテ日本電信電話株式会社株式の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第 号)以下社会資本整備特別措置法(ト称ス)第二条第一項第二号ニ該当スルモノニ要スル費用ニ充テ用スル資金ニ付テ予算ノ範囲内ニ於テ第十三条第一項ニ依リ国庫ニ於テ負担スル金額ニ相当スル金額ノ貸付けヲナスコトヲ得此ノ場合ニ於テ同項ニ依リ国庫ノ負担ノ割合ニ付テ同項ニ異ナリタル規程ヲ設ケタル法令アルトキハ国庫ニ於テナス貸付けノ金額ハ同項及其ノ法令ニ依リ国庫ニ於テ負担スル金額ニ相当スル金額トス

国庫ハ当分ノ間公共団体ニ対シ予算ノ範囲内ニ於テ第二条ニ依リ主務大臣ノ指定シタル土地ニ於テナス砂防設備ニ関スル事業(前項ノ砂防工事ヲ除ク)ニシテ社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号ニ該当スルモノニ要スル費用ニ充テ用スル資金ノ一部ヲ貸付けスルトヲ得
前二項ノ貸付け金ニハ利子ヲ付セズ其ノ償還期間ハ二十年(五年以内ノ据置期間ヲ含ム)以内ニ於テ政令ヲ以テ定ムル期間トス
前項ニ定ムルモノノ外第一項又ハ第二項ニ依リ貸付け金ノ償還方法、償還期限ノ繰上其ノ他償還ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項ニ依リ国庫ニ於テ府県又ハ下級公共団体ニ対シ貸付けヲナシタル場合ニ於テハ第十三条第一項ニ依リ国庫ノ負担若シ第一項後段ノ法令アルトキハ同条第一項及其ノ法令ニ依リ国庫ノ負担ニシテ其ノ貸付けノ対象タル砂防工事ニ係ルモノニ付テハ其ノ貸付け金ノ償還時ニ於テ其ノ貸付け金ノ償還金ニ相当スル金額ヲ交付スルニ依リテ之ヲナスモノトス

第二項ニ依リ国庫ニ於テ公共団体ニ対シ貸付けヲナシタル場合ニ於テハ国庫ハ其ノ貸付けノ対象タル事業ニ付テ其ノ貸付け金ニ相当スル金額ノ補助ヲナスモノトシ其ノ補助ニ付テハ其ノ

貸付け金ノ償還時ニ於テ其ノ貸付け金ノ償還金ニ相当スル金額ヲ交付スルニ依リテ之ヲナスモノトス第一項又ハ第二項ニ依リ貸付けヲ受ケタル公共団体ニ於テ其ノ貸付け金ニ付キ第三項及第四項ニ基キテ定マリタル償還期限ノ繰上ゲ償還ヲナシタル場合ニ於テハ政令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外其ノ償還ハ前二項ノ適用ニ付テハ其ノ償還期限ノ到来時ニ於テ之ヲナシタルモノト看做ス

(公営住宅法の一部改正)

第二十七条 公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

附則第六項を次のように改める。

6 国は、当分の間、事業主体に対し、第七条第一項の規定により国がその費用について補助する公営住宅の建設で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第 号)以下「社会資本整備特別措置法」という。第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第七条第一項、第三項及び第四項の規定(これらの規定による国の補助の割合について、これらの規定による国の補助の割合について、これらの規定とは異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

附則に次の九項を加える。
7 国は、当分の間、事業主体に対し、第七条第二項の規定により国がその費用について補助することができる共同施設の建設で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第七条第二項から第四項までの規定(これらの規定による国の補助の割合について、これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

8 国は、当分の間、事業主体に対し、公営住宅の改良で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

9 前三項の国の貸付け金の償還期間は、二十年(五年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

10 前項に定めるもののほか、附則第六項から第八項までの規定による貸付け金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關シ必要な事項は、政令で定める。

11 国は、附則第六項の規定により、事業主体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である公営住宅の建設に係る第七条第一項、第三項及び第四項の規定による国の補助については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

12 国は、附則第七項の規定により、事業主体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である共同施設の建設について、第七条第二項から第四項までの規定による当該貸付け金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

13 国は、附則第八項の規定により、事業主体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である公営住宅の改良について、当該貸付け金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

14 事業主体が、附則第六項から第八項までの

規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第九項及び第十項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合(政令で定める場合を除く。)における前三項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

15 附則第六項又は第七項の規定による貸付けを受けて建設される公営住宅又は共同施設に係る第二号、第九号、第十二条第一項及び第三十号第一号の規定の適用については、第二号第二号中「補助」とあるのは「補助又は附則第六項の規定による無利子の貸付け」と、第九号の見出し中「補助」とあるのは「無利子の貸付け」と、「交付」とあるのは「貸付け」と、同条第一項中「前二条の規定により国の補助」とあるのは「附則第六項又は第七項の規定により国の無利子の貸付け」と、「補助金の交付申請書」とあるのは「無利子貸付金の交付申請書」と、同条第二項中「補助金の交付」とあるのは「無利子貸付金の交付」と、第十二条第二項中「国又は都道府県の補助」とあるのは「国若しくは都道府県の補助又は附則第六項の規定による無利子の貸付け」と、第三十号第一号中「第九号第二項」とあるのは「附則第十五項の規定により読み替えて適用される第九号第二項」と、「補助金の交付」とあるのは「無利子貸付金の交付」とする。

(道路法の一部改正)

第二十八号 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の七項を加える。

4 国は、当分の間、都道府県に対し、第五十条第一項の規定により国がその費用について負担する都道府県知事が行う国道の新設又は改築で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第 号。以下「社会資本整備特別措置法」という。)第二

条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第五十条第一項の規定(この規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

5 国は、当分の間、道路管理者である地方公共団体に対し、第五十六号又は第八十八号第一項の規定により国がその費用について補助し、又は負担することができ道路の新設又は改築で社会資本整備特別措置法第二号第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第五十六号又は第八十八号第一項の規定(これら規定による国の補助又は負担の割合について、これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が補助し、又は負担することができ金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

6 前二項の国の貸付金の償還期間は、二十年(五年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

7 前項に定めるもののほか、附則第四項及び第五項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

8 国は、附則第四項の規定により、都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である国道の新設又は改築に係る第五十条第一項の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

9 国は、附則第五項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸

付けの対象である道路の新設又は改築について、第五十六号又は第八十八号第一項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助又は負担を行うものとし、当該補助又は負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

10 都道府県又は地方公共団体が、附則第四項又は第五項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第六項及び第七項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合(政令で定める場合を除く。)における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(土地区画整理法の一部改正)

第二十九号 土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項の次に次の十一項を加える。

2 国は、当分の間、都道府県又は市町村に対し、第八十八号第三項の規定により国がその費用について負担する土地区画整理事業で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第 号。以下「社会資本整備特別措置法」という。)第二号第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第八十八号第三項の規定(この規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

3 国は、当分の間、第三号第三項の規定により施行者に対し、第二百一十一号の規定により国がその費用について補助することができ土地区画整理事業で社会資本整備特別措置法

第二号第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二百一十一号の規定(この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が補助することができ金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

4 国は、当分の間、住宅・都市整備公団に対し、土地区画整理事業で社会資本整備特別措置法第二号第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

5 国は、当分の間、政令で定める地方公共団体に対し、土地区画整理事業で社会資本整備特別措置法第二号第一項第二号に該当するものにつき、個人施行者(政令で定めるものに限る。)又は組合が施行する場合にあつては当該個人施行者又は組合に対し当該地方公共団体が補助する費用に充てる資金の一部を、住宅・都市整備公団、地域振興整備公団又は地方公社が施行する場合にあつては住宅・都市整備公団、地域振興整備公団又は当該地方公社に対し当該地方公共団体又は当該地方公共団体の第四十五号第二項(地域振興整備公団法第二十一号第二項において準用する場合を含む。)の規定又は第九十九号第二項の規定により負担する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

6 国は、当分の間、地方公共団体に対し、施行区域内に居住する者で土地区画整理事業の施行により従前の住宅が除却されこれに代わるべき新たな住宅を必要とするものとなるものその他当該事業の施行により特に新たな住宅を必要とするものとなるものに賃貸するた

措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

7 附則第二項から前項までの国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

8 前項に定めるもののほか、附則第二項から第六項までの規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

9 国は、附則第二項の規定により、都道府県又は市町村に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である土地区画整理事業に係る第八十八条第三項の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

10 国は、附則第三項の規定により、第三条第三項の規定による施行者に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である土地区画整理事業について、第二百一十一条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

11 国は、附則第四項から第六項までの規定により、住宅・都市整備公団又は地方公共団体に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

12 地方公共団体又は住宅・都市整備公団が、附則第二項から第六項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第七項及び第八項の規定に基づき定められる償還

期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前三項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（道路整備特別措置法の一部改正）
第三十条 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。
附則に次の二条を加える。

（資金の貸付けの特例）

第七條 国は、当分の間、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める道路の新設又は改築のうち、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に關する特別措置法（昭和六十二年法律第 号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第一号に該当するものであつて政令で定めるものに要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

一 日本道路公団 日本道路公団が第二条の二の規定に基づき、又は第三条第一項の許可を受けて行う道路の新設又は改築

二 首都高速道路公団 首都高速道路公団が第七条の二第一項の規定に基づき行う首都高速道路の新設又は改築

三 阪神高速道路公団 阪神高速道路公団が第七条の二第二項の規定に基づき行う阪神高速道路の新設又は改築

四 本州四国連絡橋公団 本州四国連絡橋公団が第七条の七の規定に基づき行う本州四国連絡道路の新設又は改築

2 前項の規定による貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法は、政令で定める。

（第八條の三第一項の貸付金の償還方法の特例）
第八條 第八條の三第一項の規定による貸付金

のうち、社会資本整備特別措置法第二条第一項第一号に該当する道路の新設又は改築（政令で定めるものに限る。）であつて、同項の規定により、国が、当分の間、それに要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けることができることとされているものに係る貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内とする。

（積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に關する特別措置法の一部改正）

第三十一条 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に關する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。
附則に次の五項を加える。

3 国は、当分の間、道路管理者（指定区間外的一般国道にあつては、道路管理者である都道府県知事の統括する都道府県。以下同じ。）に對し、第六條の規定により国がその費用について補助する事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に關する特別措置法（昭和六十二年法律第 号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第六條の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

4 前項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

5 前項に定めるもののほか、附則第三項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

6 国は、附則第三項の規定により、道路管理者に對し貸付けを行った場合には、当該貸付

けの対象である事業に係る第六條の規定による国の補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

7 道路管理者が、附則第三項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第四項及び第五項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（都市公園法の一部改正）

第三十二条 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。
附則第十項を次のように改める。

（国の無利子貸付け等）

10 国は、当分の間、地方公共団体に對し、第十九條の規定により国がその費用について補助することができる都市公園の新設又は改築で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に關する特別措置法（昭和六十二年法律第 号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第十九條の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができ金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

11 前項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

12 前項に定めるもののほか、附則第十項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

13 国は、附則第十項の規定により、地方公共

団体に對し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの對象である都市公園の新設又は改築に對し、第十九条の規定による当該貸付けに相當する金額の補助を行ふものとし、当該補助に對しては、当該貸付けの償還時において、当該貸付けの償還金に相當する金額を交付することにより行ふものとする。

14 地方公共団体が、附則第十項の規定による貸付けを受けた無利子貸付け金について、附則第十一項及び第十二項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（地すべり等防止法の一部改正）
第三十三条 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第八條を次のように改める。

（国の無利子貸付け等）
第八條 国は、當分の間、都道府県に對し、第二十九條（第四十五條第一項）において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により國がその費用について負担する地すべり防止工事又ははた山崩壊防止工事（以下「地すべり防止工事等」という。）で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第二号）第二條第一項第二号に該當するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十九條の規定（この規定による國の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により國が負担する金額に相當する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の國の貸付け金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付け金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により、都道府県に對し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの對象である地すべり防止工事等に係る第二十九條の規定による國の負担については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相當する金額を交付することにより行ふものとする。

5 都道府県が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付け金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（下水道法の一部改正）
第三十四條 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三條第一項中「以下「新法」という。」を「以下この条及び次条において「新法」という。」に改める。

（国の無利子貸付け等）
第五條 国は、當分の間、地方公共団体に對し、第三十四條の規定により國がその費用について補助することができ公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第二号）第二條第一項第二号に該當するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第三十四條の規定（この規定による國の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）による

り國が補助することができ金額に相當する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の國の貸付け金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付け金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により、地方公共団体に對し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの對象である同項の設置又は改築について、第三十四條の規定による当該貸付け金に相當する金額の補助を行ふものとし、当該補助については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相當する金額を交付することにより行ふものとする。

5 地方公共団体が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付け金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（住宅地区改良法の一部改正）
第三十五條 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

附則に次の九項を加える。

（国の無利子貸付け等）
8 国は、當分の間、施行者に對し、第二十七條第一項又は第二項の規定により國がその費用について補助することができ同条第一項に規定する不良住宅の除却又は同条第二項に規定する改良住宅の建設で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第二号）以下「社会資本整備特別措置法」という。第二條第一項第二号に該當するものに要する費用に充てる資金について、

て、予算の範囲内において、第二十七條の規定（この規定による國の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により國が補助することができ金額に相當する金額を無利子で貸し付けることができる。

9 国は、當分の間、施行者に對し、改良住宅の改良で社会資本整備特別措置法第二條第一項第二号に該當するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

10 前二項の國の貸付け金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

11 前項に定めるもののほか、附則第八項及び第九項の規定による貸付け金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

12 国は、附則第八項の規定により、施行者に對し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの對象である不良住宅の除却又は改良住宅の建設について、第二十七條の規定による当該貸付け金に相當する金額の補助を行ふものとし、当該補助については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相當する金額を交付することにより行ふものとする。

13 国は、附則第九項の規定により、施行者に對し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの對象である改良住宅の改良について、当該貸付け金に相當する金額の補助を行ふものとし、当該補助については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相當する金額を交付することにより行ふものとする。

14 施行者が、附則第八項及び第九項の規定による貸付けを受けた無利子貸付け金について、附則第十項及び第十一項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前二

項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

15 附則第八項の規定による貸付けを受けて建設される改良住宅に係る第二十九条の規定の適用については、同条の見出し中「補助」とあるのは「補助又は無利子の貸付け」と、同条第一項中「第二十七條第二項」とあるのは「第二十七條第二項又は附則第八項」と、「補助」とあるのは「補助又は無利子の貸付け」とする。

16 前項の規定により読み替えて適用される第二十九条の規定により公営住宅法第十二条の規定を準用する場合においては、同条第一項中「国又は都道府県の補助」とあるのは「国若しくは都道府県の補助又は住宅地区改良法附則第八項の規定による無利子の貸付け」と、「国若しくは地方公共団体から補助」とあるのは「国若しくは地方公共団体から補助若しくは住宅地区改良法附則第八項の規定による無利子の貸付け」と読み替えるものとする。

(共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正)
第三十六条 共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
附則第二項及び第三項を次のように改める。
(国の無利子貸付け等)

2 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第二十二條第二項の規定により国がその費用について補助することができる共同溝の建設又は改築で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第

号)第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十二條第二項の規定(この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む)に、当該異なる定めをした法令の規定を含む

む。以下同じ。)により国が補助することができ金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

3 前項の国の貸付金の償還期間は、二十年(五年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、附則第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、附則第二項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である共同溝の建設又は改築について、第二十二條第二項の規定による当該貸付けに相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 地方公共団体が、附則第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。
(河川法の一部改正)

第三十七條 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
附則に次の七項を加える。

5 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第六十條第二項後段、第六十二條、第六十五條の二第一項後段又は第九十六條の規定により国がその費用について負担する改良工事で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第

号)以下「社会資本整備特別措置法」という。第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充て

る資金について、予算の範囲内において、第六十條第二項後段、第六十二條、第六十五條の二第一項後段又は第九十六條の規定(これらの規定による国の負担の割合について、これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。)により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

6 国は、当分の間、地方公共団体に対し、一級河川又は二級河川(第百條の規定によりこの法律の二級河川に關する規定が準用される河川を含む。)に關する事業(前項の改良工事及び修繕を除く。)で社会資本整備特別措置法第二條第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

7 前二項の国の貸付金の償還期間は、二十年(五年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

8 前項に定めるもののほか、附則第五項又は第六項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

9 国は、附則第五項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である改良工事に係る第六十條第二項後段、第六十二條、第六十五條の二第一項後段又は第九十六條の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

10 国は、附則第六項の規定により、地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

11 地方公共団体が、附則第五項又は第六項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第七項及び第八項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。
(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正)

第三十八條 都市開発資金の貸付けに關する法律(昭和四十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2 国は、当分の間、民間都市開発の推進に關する特別措置法第三條第一項の規定により指定された民間都市開発推進機構に対し、同法附則第十四條第一項第一号に掲げる業務に要する資金を無利子で貸し付けることができる。

附則に次の二項を加える。

3 前項の規定による貸付金の償還期間は、二十年(五年以内の据置期間を含む。)以内とする。

4 前項に定めるもののほか、附則第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

(交通安全施設等整備事業に關する緊急措置法の一部改正)

第三十九條 交通安全施設等整備事業に關する緊急措置法(昭和四十一年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の五項を加える。
(国の無利子貸付け等)

5 国は、当分の間、道路管理者(指定区間外の一般国道にあつては、道路管理者である地方公共団体の長の統括する地方公共団体。以下同じ。)に対し、第十條第二項又は第三項の

規定により国がその費用について負担し、又は補助する事業で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第 号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第十条第二項又は第三項の規定（これらの規定による国の負担又は補助の割合について、これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が負担し、又は補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

6 前項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

7 前項に定めるもののほか、附則第五項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

8 国は、附則第五項の規定により、道路管理者に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業に係る第十条第二項又は第三項の規定による国の負担又は補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

9 道路管理者が、附則第五項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第六項及び第七項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（都市再開発法の一部改正）

第四十条 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第五条を次のように改める。

（国の無利子貸付け等）

第五条 国は、当分の間、地方公共団体に対し、市街地再開発事業で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第 号）以下「社会資本整備特別措置法」という。第二条第一項第二号に該当するものにつき、第二百二十二条第一項に規定する施行者が施行する場合にあつては当該施行者に対し当該地方公共団体が同項の規定により補助する費用に充てる資金の一部を、当該地方公共団体が自ら施行する場合にあつては、その要する費用に充てる資金の一部を、公団等が施行する場合にあつては当該公団等に対し当該地方公共団体が第二百二十条第一項の規定により負担する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、地方公共団体又は住宅・都市整備公団に対し、市街地再開発事業の施行区域内に居住する者で第七十九条第三項の規定により権利変換計画において施設建築物の一部等又は借家権が与えられないように定められたものその他当該事業の施行により特に新たな住宅を必要とするものとなるものに賃貸するための住宅の建設の事業で、社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

3 前二項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、第一項又は第二項の規定により、地方公共団体又は住宅・都市整備公団に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 地方公共団体又は住宅・都市整備公団が、第一項又は第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の一部改正）

第四十一条 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項から第六項までを次のように改める。

（国の無利子貸付け等）

2 国は、当分の間、都道府県に対し、第二十一条の規定により国がその費用について補助することができ都道府県営工事で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第 号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十一条の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができ金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

3 前項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、附則第二項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、附則第二項の規定により、都道府県に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である都道府県営工事について、第二十一条の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 都道府県が、附則第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（都市公園等整備緊急措置法の一部改正）

第四十二条 都市公園等整備緊急措置法（昭和四十七年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（国の無利子貸付け等）

第四条 国は、第二条第一項第三号の町村に対し、昭和六十二年以降四箇年間は、同号に規定する公園又は緑地の設置で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第 号）第二条第一項第二号に該当するもののうち、都市公園等整備五箇年計画に照らし緊急に行われる必要があると認められるものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で

定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により、町村に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である公園又は緑地の設置について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 町村が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（大都市地域における住宅地等の供給の促進に關する特別措置法の一部改正）

第四十三条 大都市地域における住宅地等の供給の促進に關する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三条を次のように改める。

（国の無利子貸付け等）

第三条 国は、当分の間、地方公共団体に對し、住宅街区整備事業で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に關する特別措置法（昭和六十二年法律第 号）第二条第一項第二号に該當するものにつき、第二十八条第一号に掲げる施行者（政令で定める施行者を除く。）が施行する場合にあつては当該施行者に対し当該地方公共団体が補助する費用に充てる資金の一部を、当該地方公共団体が自ら施行する場合にあつてはその要する費用に充てる資金の一部を、住宅・都市整備公団又は地方住宅供給公社が施行する場合にあつては当該公団又

は地方住宅供給公社に対し当該地方公共団体が第九十二条第一項の規定により負担する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により、地方公共団体に對し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について、当該貸付金に相當する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相當する金額を交付することにより行うものとする。

5 地方公共団体が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

（住宅・都市整備公団法の一部改正）

第四十四条 住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二十五条を次のように改める。

（道路法等による国の無利子貸付けの特例等）
第二十五条 公団が第三十四条の規定により特定公共施設の建設に關する工事で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に關する特別措置法（昭和六十二年法律第 号）第二条第一項第二号に該當するもの（以下「社会資本整備関連特定工事」という。）を施行する場合においては、当該社会資本整備関連特定工事に要す

る費用についての次に掲げる法律の規定の適用については、第一号イに掲げる法律の規定は「道路管理者である地方公共団体」とあるのは「住宅・都市整備公団」とあるのは「第一号ロ及び第二号から第五号までに掲げる法律の規定中の「地方公共団体」とあるのは「住宅・都市整備公団」とする。

一 道路法の規定で次に掲げるもの

イ 附則第五項

ロ 附則第九項及び第十項

二 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）附則第二項、第五項及び第六項

三 都市公園法附則第十項、第十三項及び第十四項

四 下水道法附則第五項第一項、第四項及び第五項

五 河川法附則第五項、第六項及び第九項から第十一項まで

2 前項の場合においては、当該社会資本整備関連特定工事に係る特定公共施設の管理者は、同項の費用の額から道路法附則第五項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、都市公園法附則第十項、下水道法附則第五項第一項又は河川法附則第五項若しくは第六項の規定による無利子貸付金の額を控除した額を公団に支払わなければならない。

3 第一項の費用の範囲、前項の規定による支払の方法その他必要な事項は、政令で定める。

4 当該社会資本整備関連特定工事に係る特定公共施設の管理者が第二項の規定による支払をする場合には、第三十七条第四項及び第五項の規定は、適用しない。

5 第二項の規定による支払金は、第五十九条第一項の規定の適用については、第三十七条第四項の規定による支払金とみなす。

（民間都市開発の推進に關する特別措置法の一部改正）

第四十五条 民間都市開発の推進に關する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二条を加える。

（機構の業務の特例）

第十四条 機構は、当分の間、第四条第一項各号に掲げる業務のほか、建設大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。

一 第二条第二項第二号に掲げる民間都市開発事業で公共施設の整備に關するものうち、日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に關する特別措置法（昭和六十二年法律第 号）第二条第一項第一号に該當するものであつて政令で定めるものを施行する者（地方公共団体（その出資され、又は拠出された金額の全部が地方公共団体により出資され、又は拠出されている法人を含む。）の出資又は拠出に係る法人に限る。）に對し、当該事業の施行に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の規定により、機構が同項各号に掲げる業務を行う場合には、第十一条第一項、第十二条又は第十七条第三号中「第四条第一項各号」とあるのは「第四条第一項各号及び附則第十四条第一項各号」と、第十四条中「第四条第一項第一号及び第二号」とあるのは「第四条第一項第一号及び第二号並びに附則第十四条第一項第一号」とする。

3 機構は、第一項第一号に掲げる業務を行う場合においては、建設省令で定める基準に従つて行わなければならない。

4 機構は、第一項第一号の規定による貸付けを受けた者に対しては、当該貸付けに係る事業に關しては、第四条第一項第二号に掲げる業務を行わないものとする。

（資金の貸付け）

（資金の貸付け）

第十五条 政府は、機構に対し、都市開発資金の貸付けに関する法律附則第二項の規定によるもののほか、前条第一項第一号に掲げる業務に要する資金のうち、政令で定める道路の整備に関する費用に充てるべきものを無利子で貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、第六条及び第八条から第十二条までの規定による改正後の国有林野事業特別会計法、道路整備特別会計法、治水特別会計法、港湾整備特別会計法、都市開発資金通特別会計法及び空港整備特別会計法の規定は、昭和六十二年度の予算から適用する。

理 由

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法に定める措置を実施するため、関係法律について所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一類第五号

大蔵委員会議録第一号 昭和六十二年七月二十八日

昭和六十二年八月三日印刷

昭和六十二年八月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C